

農業を始めたいあなたを応援します！

当センターでは、新たに農業に取り組もうとする意欲のある青年や中高年層の就農を支援するため、就農に関する情報提供、農業および経営技術を習得するための研修先の紹介、就農準備、経営開始に関連する融資制度の紹介などの就農相談を行っています。



沖縄県新規就農相談センター (沖縄県農業経営・就農支援センター)

〒901-1112 沖縄県島尻郡南風原町本部453-3 土地改良会館 3階
TEL:098-882-6801 FAX:098-882-6818 E-mail:shinkisyuno@onk.or.jp



令和7年度改訂版 就農ガイドブック



公益財団法人沖縄県農業振興公社
沖縄県

はじめに

沖縄県では、持続的農林水産業の振興とフロンティア型農林水産業の振興を目標に、亜熱帯気候と恵まれた豊かな自然のなかで、さとうきびを基幹作物として、ゴーヤー、マンゴー、キク、肉用牛などの戦略品目の拠点産地化や農林水産業の6次産業化等の施策を推進しています。その結果、沖縄ブランドとして、全国に誇れる農畜産物の生産、販路拡大が県内各地域で展開されています。

近年、このような状況のなか、農業に魅力を感じ、自ら本格的に農業に取り組みたい、安全・安心な農産物を生産してみたいという方が、幅広い世代で増えてきています。

公益財団法人沖縄県農業振興公社では、沖縄県内に就農を希望する方の多様なニーズに応えるために、一般社団法人沖縄県農業会議とともに「新規就農相談センター」を設置し、就農相談、農畜産物の生産技術を身につけるための就農研修の紹介、就農関連情報の収集・提供、就農相談会の開催など、就農につながるサポートを行っているところです。

昨年度の相談件数は275件で、その大半は「本格的に農業経営に取り組みたい」「就農支援制度を活用したい」「農業法人等で研修・就農したい」といった独立就農や法人就職を目指す相談でありました。

この「就農ガイドブック」は、就農へのきっかけづくりとなる多くの情報を盛り込んだものであり、農業に関心を持ち、新たに農業を始めたい方で、独立就農や雇用就農を目指すためのみちしるべとして、ご活用いただければ幸いです。

沖縄県農業振興公社は、農業を始めたいあなたを応援します！！

令和7年12月

公益財団法人 沖縄県農業振興公社
理事長 森 英勇

目次

	ページ
はじめに	1
I 沖縄県の概況	1
II 沖縄の農業の位置づけ	2
III 就農イメージに応じた対応方向	3
IV 農業を始めるにあたっての心構え	
1 農業ってどんな仕事？	5
問1 植物や動物が好きだから農業をやりたい	5
問2 農業は組織に縛られない？	5
問3 農業は時間に縛られない？	6
問4 経済面は？	6
問5 家族の理解と協力は？	6
問6 就農地の選定は？	6
問7 やりたい農業のイメージづくりとは？	6
問8 地域とのコミュニケーションとは？	7
問9 準備期間は？	7
問10 農業を始めるのに必要な5つの要素とは？	7
問11 農業体験研修を行い、意志決定をしましょう	7
問12 自分自身の就農までの道筋を描いてみましょう	7
問13 就農に当たって再確認をしましょう	7
2 実際に農業を始めるには	8
(1) 就農までのみちすじ	8
(2) 知識・技術やノウハウの習得	9
(3) 資金の確保	10
(4) 農地の確保	10
(5) 農業用機械・施設の取得	10
(6) 住宅の確保	11
(7) 生活設計・農業経営計画の立案	11
(8) 自治体等における新規就農支援制度	11
(9) 農業者年金への加入	11
(10) 農業保険（収入保険・農業共済）への加入	11
3 農地を取得するための要件	12
4 様々な就農パターン	13
V 青年等就農計画の認定制度	
1 対象者	14
2 青年等就農計画認定要件	14
3 認定新規就農者のメリット措置	14
4 青年等就農計画の認定の流れ	14
VI 代表的な支援資金（青年等就農資金）	
1 対象者	15
2 資金の使い道	15
3 融資条件	15
4 貸し付けの流れ	16
5 主な資金の種類と融資条件	17

VII 各種施策などについて	
○地域の農地を次世代に引き継ぎましょう 地域計画のご紹介	18
○就農準備資金	20
○経営開始資金	21
○青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）	22
○経営発展支援事業	24
○農地中間管理事業について	26
○（公財）沖縄県農業振興公社の農業後継者育成確保事業紹介	27
受入農家等を対象とした事業	27
研修生を対象とした事業	27
青年農業者等を対象とした事業	28
新規就農促進事業を活用した就農までのみちすじ	29
VIII 参考資料	
1 主な度量衡比較	30
2 主要品目の経営に必要な施設・機械の例	31
3 主な農機具等購入価格	31
4 農業用施設（園芸）の建設費	31
5 沖縄県における農産物の出荷時期	32
6 沖縄県の主な土壌（分布図）	33
沖縄の土壌の特徴	34
作物別最適pH領域一覧表	35
7 野菜栽培のしおり	36
11 環境保全型農業の取組について	41
12 拠点産地マップ	42
13 農業を始めるにあたってのワンポイント・アドバイス	43
(1) 農業法人に就職する際のワンポイントアドバイス	44
(2) 新規就農者の事例からのワンポイントアドバイス1	45
(3) 新規就農者の事例からのワンポイントアドバイス2	48
14 新規就農にあたっての留意点 チェック10箇条	51
15 新規就農チェックリスト	53
16 就農準備セルフチェックシート	55
17 知っておきたい主な就農相談関連機関	57
18 沖縄県新規就農相談会開催	59
19 就農や青年等就農資金に関する相談窓口について	61
20 就農支援に関する各機関について	62
● 沖縄県産農林水産物産地マップ	63

I 沖縄県の概況

本県は、南西諸島の南半分に位置し、およそ北緯24度から28度、東経122度から132度まで、距離にして南北約400km、東西約1,000kmに及ぶ広大な海域に散在する大小多数の島々(うち有人島48)から構成されており、本土と東南アジアのほぼ中間に位置し「亜熱帯海洋性気候」と称される自然的、地理的特性を有している。
 県土の総面積は、2,282.11km²(令和6年10月1日現在)で、国土総面積377,975.64km²の0.6%となっており、全国44位である。

○人口(令和6年12月1日現在)

総人口	1,467,756人
男性	722,234人
女性	745,522人
総世帯数	652,916世帯

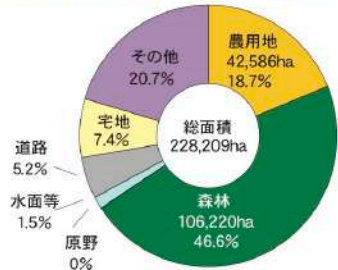
資料：沖縄県統計課「沖縄県の推計人口」

○気候(令和6年那覇市)

平均気温	24.4℃
最高気温	36.0℃
最低気温	12.0℃
降水量	3,067mm
日照時間	1,997時間

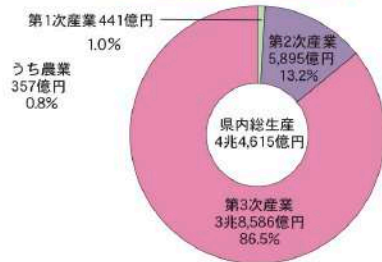
資料：気象庁(気象庁ホームページ)

○土地利用区分の現況(令和5年)



資料：沖縄県県土・跡地利用対策課資料

○県内総生産(令和4年度)



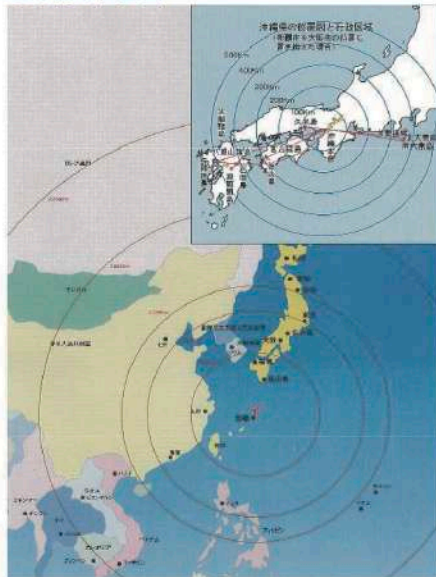
資料：沖縄県統計課「令和4年度県民経済計算」
 注：控除項目を含むため、合計と内訳は一致しない

○那覇からの距離

札幌	2,244km
東京	1,552km
名古屋	1,328km
大阪	1,202km
福岡	860km
鹿児島	655km
台湾(台北)	633km
香港	1,438km
上海	835km
ソウル	1,260km
マニラ	1,470km
シンガポール	3,742km

資料：沖縄県県土・跡地利用対策課「おきなわの土地」

○沖縄県位置図

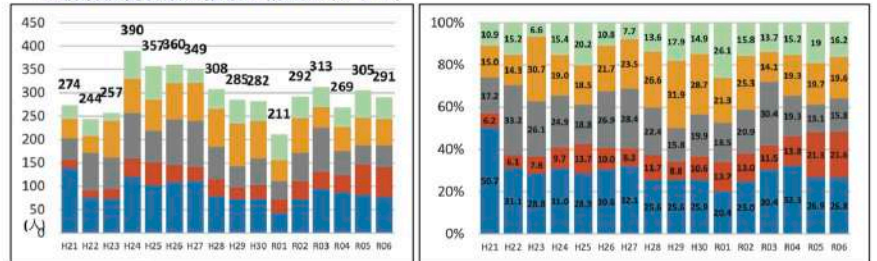


II 沖縄の農業の位置づけ

1 新規就農者数

令和6年の新規就農者数は291人となっており、前年の305人から14人減少となっている。
 新規就農者のうち、北部地域は78人(26.8%)、中部地域は63人(21.6%)、南部地域は46人(15.8%)、宮古地域は57人(19.6%)、八重山地域は47人(16.2%)となっている。

○新規就農者数の推移と構成比(グラフ)



資料：沖縄県営農支援課資料

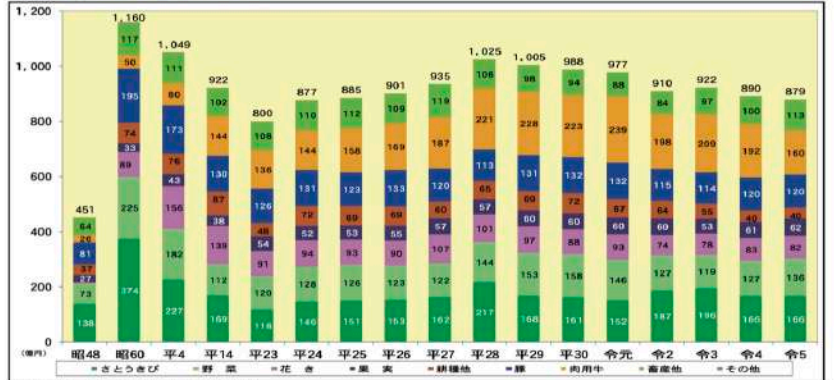
注：18歳以上65歳未満で、毎年1月1日から12月31日までの間に新規に就農した者

2 農業産出額

令和5年の農業産出額は879億円で、前年に比べ約11億円の減少となった。耕種部門の算出額は486億円で、前年に比べ9億円(1.9%)増加した。畜産部門の産出額は393億円で、前年に比べ19億円(4.6%)減少した。

作物別でみると、肉用牛160億円(18.2%)、さとうきび166億円(18.9%)、野菜136億円(15.5%)、豚120億円(13.7%)、花き82億円(9.3%)となっている。
 農業産出額は、昭和48年の451億円から順調に増加し、昭和60年には復帰後最高の1,160億円となった。以降減少していたが、平成28年に21年ぶりとなる1,000億円を超えた。令和5年は2年連続900億円を下回った。

○農業算出額の推移(グラフ)



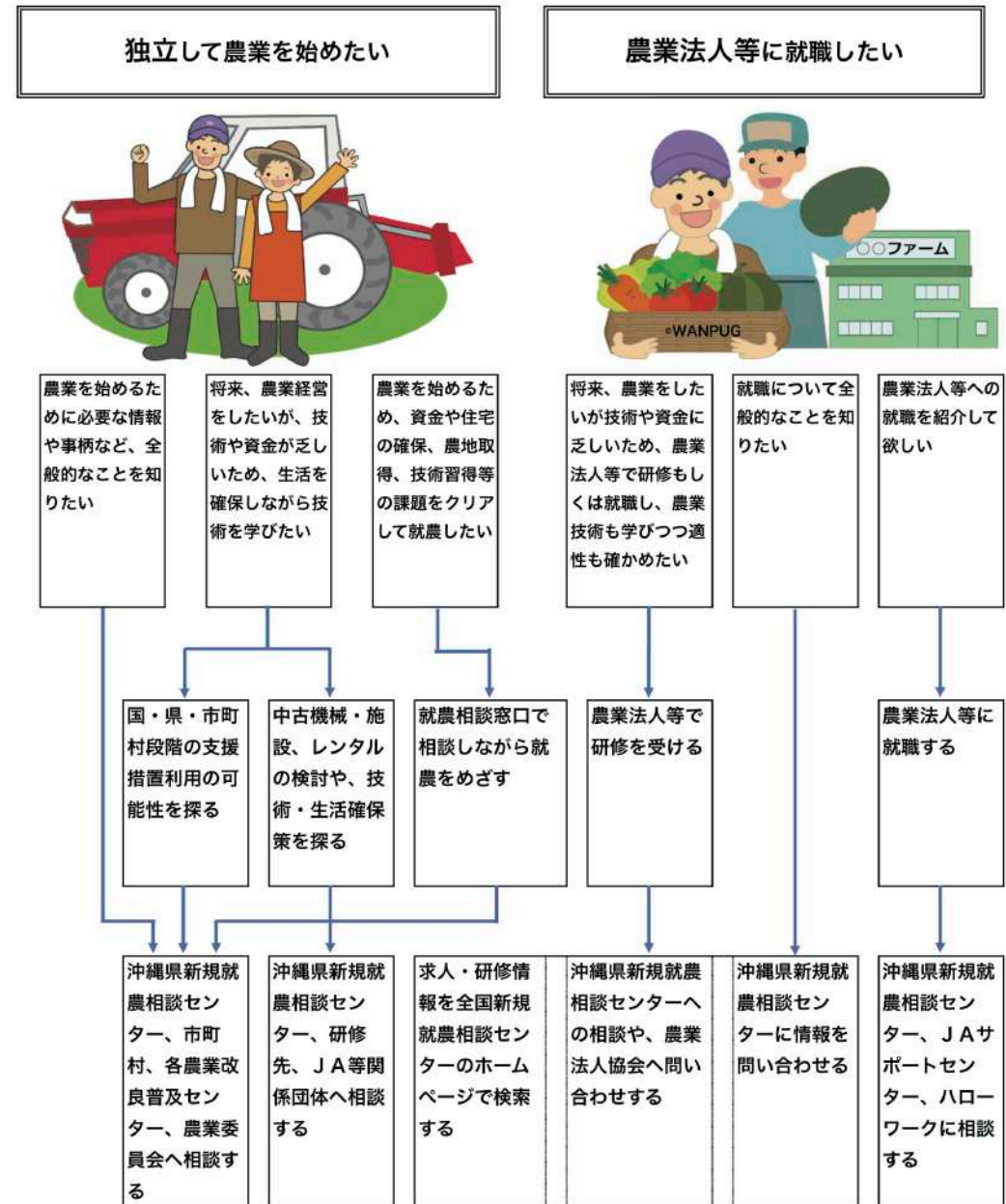
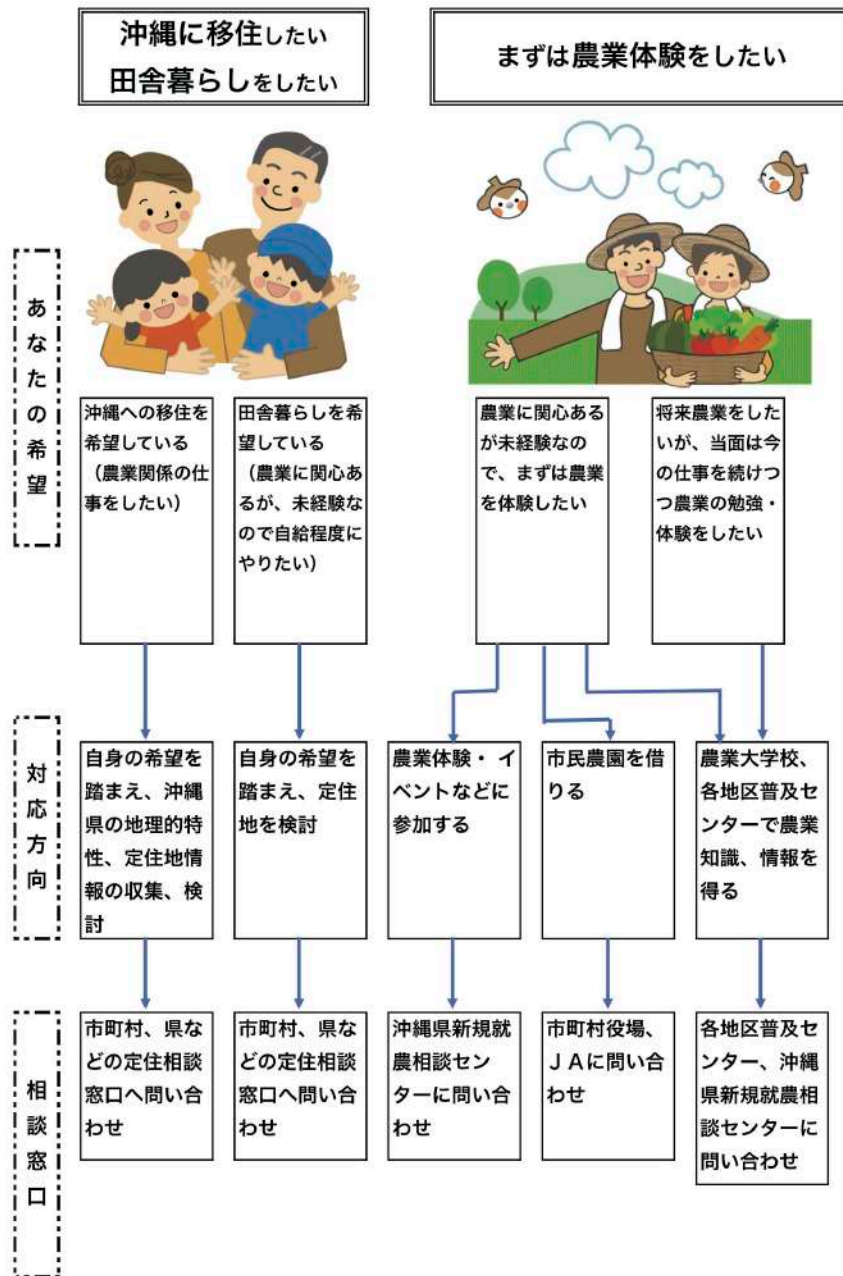
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

○農業算出額の推移

単位	昭48	昭60	平4	平14	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
さとうきび	138	374	227	169	118	146	151	153	162	217	168	161	152	187	196	166	166
野菜	73	225	182	112	120	128	126	123	122	144	153	158	146	127	119	127	136
花き	5	89	156	139	91	94	93	90	107	101	97	88	93	74	78	83	82
果実	27	33	43	36	54	52	53	55	57	57	60	60	60	60	53	61	62
耕種他	37	74	76	87	48	72	69	69	60	65	69	72	67	64	55	40	40
豚	81	195	173	130	128	131	123	133	120	113	131	132	132	115	114	120	120
肉用牛	26	50	80	144	136	144	156	169	187	221	228	223	239	198	209	192	160
畜産他	64	117	111	102	108	110	112	109	119	106	98	94	88	84	97	100	113
その他	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
計	451	1,160	1,049	922	800	877	885	901	935	1,025	1,005	988	977	910	922	890	879

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

Ⅲ 就農イメージに応じた対応方向



IV 農業を始めるにあたっての心構え

農業は、自然と向き合う職業です。炎天の日も寒い日も、雨の日も風の日も農作業をしなければなりません。一方で、四季の変化を感じながら、伸び伸びと生産活動をし、自分の努力と判断で未来を切り開いていくことのできる素晴らしい職業でもあります。やり方によっては無限の可能性を秘めているといえます。

しかし、誰もがすぐに始められ、必ずうまくいくというものではありません。例えば、毎年襲来する台風や干ばつなど厳しい自然環境が相手です。不安定な部分もあります。また、農村生活などその地域ならではの習慣の違い等もあります。

そのために、以下のことを念頭に、十分検討して行くことが重要です。

1 農業ってどんな仕事？

農業に興味を持ち、始めようと思った理由には、都会の生活が嫌で田舎暮らしにあこがれたり、植物や動物が好きであったり、会社組織の中で働くのが自分には合わない、時間に縛られた生活がしたくないなど、人それぞれの理由があると思います。しかし、農業とはどんなものか、農業の実情を知ることが大事です。

問 1 植物や動物が好きだから農業をやりたい

農業は、土地を耕して作物を育てる耕種農業と家畜を育てる畜産の大きく2つに分けられます。そして、作物や家畜の種類を「作目」として分類します。耕種農業は、穀類、豆類、イモ類、野菜、果樹、花き、花木、工芸作物などがあります。畜産は、乳牛、和牛、馬といった大家畜、豚や山羊等の中家畜、鶏、ウズラ等の小家畜があります。どの作目を選ぶかによって農業経営のやり方、仕事の内容が変わってきます。また、単に育てるだけではなく、農業機械の扱い方や販売、仕入れ、経理、税務など1つの事業体としての幅広い知識と能力が要求されます。

さらに農業の6次産業化といって、生産した農畜産物の加工・販売、農家レストラン、農業体験・交流など付加価値を高める多角的経営も進んでいます。

問 2 農業は組織に縛られない？

農業はそのほとんどが、家族を単位とした家族経営体です。そのため、地域では、生産組織や部会等をつくり生産技術の研究や販売、流通動向の把握、生産物のプロモーションなどに取り組んでいます。

また、地域の伝統行事や習慣、人との交流など「むら」の一員として協力しなければならないことが多くあります。農村は閉鎖的だとか、よそ者を寄せ付けないとか言われますが、それは都会と違って先祖代々その地に住み、都会と比べて住民同士のつきあいが多からず、むらの一員として行事に参加したり、役割を担うことでいったん受け入れられたら、農業や生活の面などいろいろな場面で助けてもらうことが多いはず。まずは、集落の一員として、集落の会合や行事などに積極的に参加し、地域社会にとけ込む努力が必要です。

問 3 農業は時間に縛られない？

農業は、自分で計画し、何でも自由に時間が使えると思われる方がいるかもしれませんが、しかし、実際には農業は忙しいというのが実情です。例えば、昼間収穫した農産物を翌日の集荷時間に間に合わせるため、夜遅くまで調整・荷造りしたりというようなことも多々あります。

また、農作業は、時期を逃してしまうと取り返しのつかない事態になることもあり、天候や作物の特性の関係で一時期に集中的に作業をしなければならないことも多いのです。そのほか、営農組織関係の集まりも少なくありません。

問 4 経済面は？

日本の農業は、農産物の輸入自由化などにより、外国との価格競争に入っています。このような中で農業経営をしていくためには、消費者のニーズを把握し、いかに高品質で付加価値の高いものを作って売るか、また、いかにコストを下げていくかなど、先進農家でも苦労しているのが実情です。

農業はサラリーマンと違って、すぐに収入が得られるというものではなく、作物や家畜を育て出荷して初めてお金が入ってきます。農業で生活できるようになるまでには、おおむね4～5年を要するため、自己資金はなるべく多く確保しておきましょう。それまでの間は無収入となります。

問 5 家族の理解と協力は？

都会のサラリーマンなどから転職する場合、単に職業を変えるということではありません。生活環境や就農地の地域の人々との関係など、様々な変化があります。子供の教育面にしても都会とは大きく異なります。そのため、これまでの生活とは違った、田舎での生活について配偶者や両親、子供の理解が得られるよう、事前によく話し合い家族全員の理解を得てください。特に農業面では、家族経営が主で家族の労力を必要とする場合がよくあります。あなただけでなく、家族の農業に対する理解と協力が必要であり、十分なリスクコミュニケーションが必要です。

問 6 就農地の選定は？

「どこで、何を作りたいのか」その方向が決まれば、自ずと決まってきます。「どんな作物をつくりたいか」が地域を選ぶ重要な要素となります。また、生活条件の判断基準にもなります。市町村が振興している作物を選んで、既存の支援体制の下で取り組むことも一つの方法です。一般的な転職と違って、就農地域の選択を間違えると、それまで費やした多くの時間と資金が無駄になります。

問 7 やりたい農業のイメージづくりとは？

「自分が将来どのような農業をやりたいのか」その目指す経営像を明確にすることです。そのためには、就農相談や候補地の調査、多くの就農者の事例に触れ、その地域で自分の持っているイメージと相容れることが出来るのか整理しましょう。

問8 地域とのコミュニケーションとは？

農村で生活し、農業で成功するには地域社会にどれだけとけ込めるか、地域の人たちとどううまく「おつきあい」ができるかどうかにもかかってきます。そのためには、地域社会の構成員の一人として、直接農業に関わる共同作業や集落の会合、行事などに積極的に参加し、地域社会にとけ込む努力が大切であります。地域住民の助け合い、支え合いが必要となることを認識しておきましょう。

問9 準備期間は？

農業を始める場合、準備期間にどれだけ多くの時間をかけるかによって、その後の農業に大きく影響してきます。すなわち、急ぐあまり準備期間が不足すると、本来の農業の忙しさに加え、生活・教育面等の時間が加わり、時間がいくらあっても足りない状況に陥るリスクが高くなります。総合的に準備期間をどれだけ充実させるかが、あなたの就農後、うまくいくか、否かに直接影響してきます。

問10 農業を始めるのに必要な5つの要素とは？

新しく農業を始めるには
①農業技術のノウハウ、②農地、③運転資金、④機械・施設、⑤住宅の確保が必要です。

問11 農業体験研修を行い、意思決定をしましょう。

「作りたい作物・飼いたい家畜」、「就農したい地域」等のイメージが決まったら、栽培・飼養技術や経営管理のやり方を身につける必要があります。少なくともその作物の「種まきから収穫まで」のワンサイクルや、家畜の特性、飼養管理の経験を積んでおきましょう。

問12 自分自身の就農までの道筋を描いてみましょう。

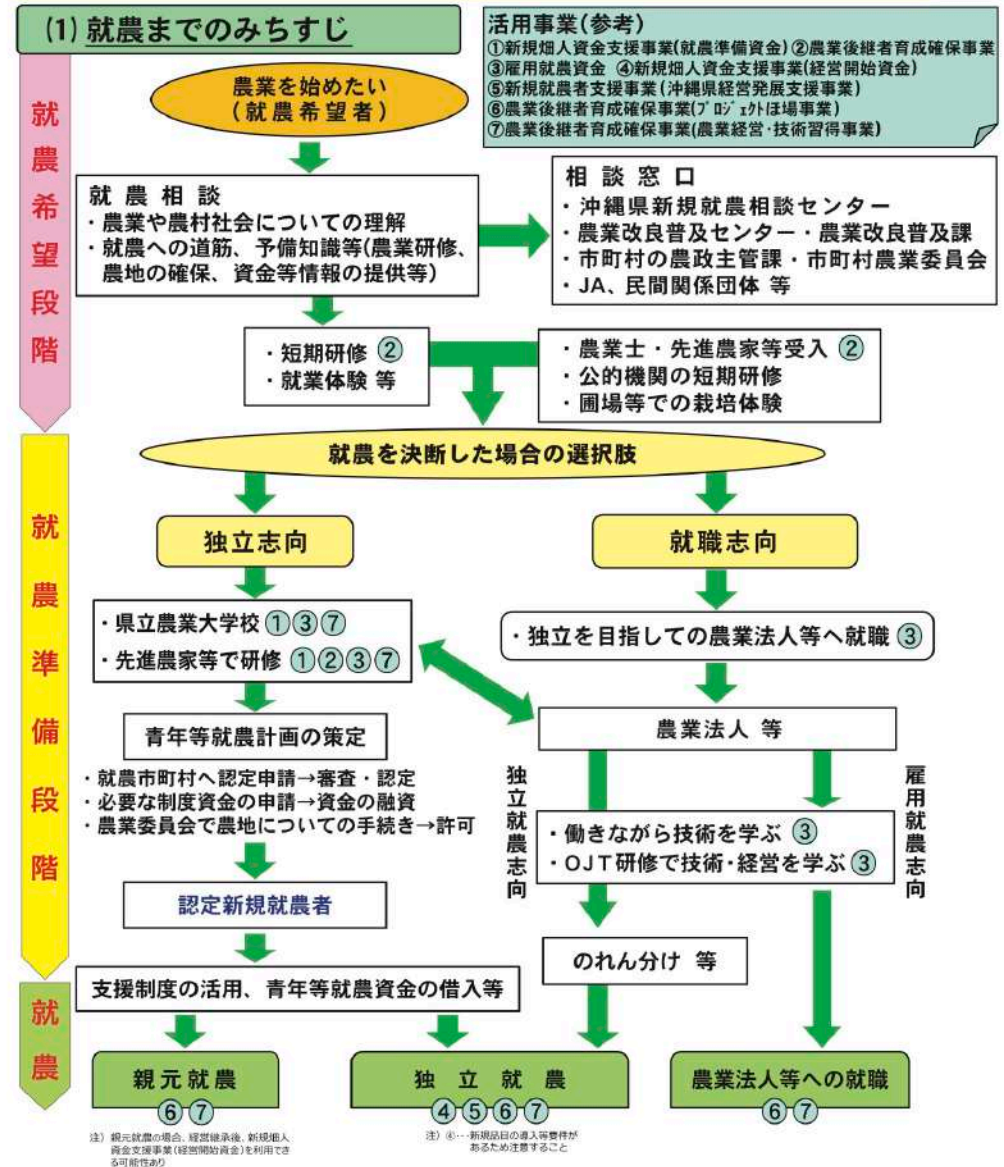
家族等のコミュニケーションや農業体験研修を通じて、意志決定したら新規就農相談センターをはじめ、就農予定地の市町村農業担当課や農業委員会等で農業振興の方向性、農地、支援制度の活用等について相談をしましょう。

問13 就農に当たっての再確認をしましょう。

①意欲と情熱はありますか？ ②家族の同意と理解は得られていますか？ ③生活設計や経営の目標等の計画はありますか？ ④リスクやリターンの理解はありますか？ ⑤地域住民とのコミュニケーションはとれますか。 ⑥どんな作物を栽培するか。 ⑦経営のタイプ ⑧栽培方法や規模・労働力 ⑨販売先 ⑩資金や支援制度の活用 ⑪施設の整備 ⑫農家調査等々……

2 実際に農業を始めるには

農業に夢を持ち農業を始めたいと考えても、実際に就農するまでには幾多のハードルがあります。また、農業を始めたとしても多くの困難なハードルが待ちかまえています。そのひとつひとつをクリアすることが新たな人間関係をつくり、社会との結びつきを強くし、農業者としての感覚を高めます。つまり、人付き合いを上手にすることが、農業経営者へ求められる大切な条件であり、いろいろな人達の助けを借りないと農業はできないからです。



(2) 知識・技術やノウハウの習得

職業として農業を営むためには、ある程度農業の知識と技術を習得しておく必要があります。自然を相手にする農業というものは、教科書どおりにはいかないことが多く、家庭菜園など趣味の範囲とは違って大面積で大量に作物を栽培すると、経験したことのない様々な問題に直面します。就農をめざす場合、経験が少なく農業の知識・技術も未熟である場合が多いので、新規就農を成功させるためには、農業の基礎知識や栽培技術の習得は是非とも必要です。

そこで、自分のやりたい農業が決まったら、公的指導機関・団体等、先進農家や農業法人にて実務研修を受け、農業技術の習得に努めましょう。専門的教育機関として、沖縄県立農業大学校があります(下表)。また、農業技術を身につけるためには、新規畑人資金支援事業(就農準備資金)、雇用就農資金、農業後継者育成確保事業等を活用する方法もあります。

● 農業大学校 ●

科目(対象年齢)	実施場所	教育課程/研修内容	定員・期間等
① 本科 (野菜・花き・果樹・肉用牛専攻コース) 対象年齢：入学時概ね60歳まで	農業大学校	講義：栽培技術(総論・各論)、植物生理、農業経営(分析・診断)等 実習：プロジェクト実習、農家体験実習、農業機械等	定員：合計で30名 修業年限：2年間 授業料：年間83,700円(令和8年度) その他*：年間40万円程度(入寮者) 年間18万円程度(通学者)
② 短期養成科 (野菜・花き・果樹・肉用牛専攻コース) 対象年齢：入学時概ね60歳まで	農業大学校	講義：栽培技術総論、農業経営等 実習：基礎実習、農業機械	定員：合計で10名 修業年限：1年間 授業料：年間83,700円(令和8年度) その他*：年間37万円程度(入寮者) 年間18万円程度(通学者)
③ 就農サポート講座 (野菜・花き・果樹・肉用牛)対象年齢 おおむね65歳まで (県内在住者)	農業大学校	基礎講座編：座学研修 基礎実習編：農作業研修、先進農家視察	定員：基礎講座30名、基礎実習10名 実施期間：基礎実習6月～7月、基礎講座8月 受講料：無料

*その他の内訳：教材費、寮維持費、食費(平日のみ)等

※問い合わせ先：①～②は農業大学校(098-923-2077)、③は県営農支援課(098-866-2280)

● 農業法人等 ●

法人で農業をするには、初心者を対象に農業技術の習得を目的とした「研修」という形と、雇用契約を結ぶ「雇用」の形があります。「研修」の場合には、研修費用を支払うものから、無報酬や手当が出るものまで様々な形があります。研修が目的であっても「雇用」形態をとる場合もあります。農業法人への就職という就農スタイルは近年定着し、多くの農業法人にとって新規就農者は欠かせない労働力となっています。労働力を確保したい農業法人では就業規則が整備されつつあり、労働保険、社会保険、福利厚生も整ってきています。農業法人は生産技術、加工、販売、経営管理など様々な分野で新しい試みを行っているため、独立就農を目指す人にとって学べるものがたくさんあります。そのため、いずれ独立就農をしたい人にとっては、まずは農業法人で従業員として働きながら自らの適性を判定するとともに、技術や経営ノウハウを学ぶことが有効です。その他、農業教育研修施設を設置している市町村もあります。

(3) 資金の確保

農業に限らず事業を始めるには資金が必要です。農業においてもビニールハウスや畜舎の建設、耕耘機など農機具の購入、種苗や肥料、農薬の代金など経営に必要な資金が必要です。加えて農作物が収穫できてお金になるまでの生活資金も必要になります。そのため、ある程度まとまったお金が必要になります。必要な営農資金は経営作目によって異なりますので、営農計画と生活設計を綿密に立てることが大切です。

新規就農される場合は、無利子の融資制度を利用することができますが、借入金に頼りすぎると、農業経営に余裕がなくなります。自己資金をできるだけ多く用意した方がよいでしょう。(後掲の「青年等就農計画制度」を参照下さい。)

就農するに当たって、営農のために新規就農者が用意した自己資金の平均額は約281万円、生活資金は約170万円という調査結果もあります。(全国新規就農相談センター、令和6年度実施)。また、実際に営農にかかった金額は755万円と、自己資金を474万円上回っています。

(4) 農地の確保

農業を始めるためには農地の確保が必須です。新規参入者が就農するに当たって最も苦勞しているのが農地の確保です。遊休農地などは、所有者不明農地であったり、地権者が貸してくれない実態もあります。

農地を購入する方法もありますが、農地を借りて始める方が資金面で負担が軽くよいでしょう。(農業委員会がインターネット等で提供する賃貸料情報を参照)

農地を探すには、自らも努力し探さないと、人任せでは希望地はなかなか見つかりません。栽培する作物により農地の向き不向きがあるので、実際に農地を見て判断するのがよいでしょう。また、地元の人などから作りたい作物に適した土壌や環境であるか、また、地域の自然災害の実態などを調べたほうがよいでしょう。

農地を買ったり借りたりするためには、市町村の農業委員会の許可(農地法)が必要です。新規参入では、農業経営の計画などについて、農業委員会で審査を受けることになります。なお、既設の畜舎や山林を買う場合には、農地ではないので農地法の許可は必要ありません。ただし、取得した山林などを開発する場合は、森林法など他の法律の許可が必要な場合もありますので、まず農業委員会などに相談することが大切です。

公益財団法人沖縄県農業振興公社は、沖縄県知事から農地中間管理機構として指定されています。公社は農地中間管理機構として、農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人に農地を貸し付ける事業を行っています。令和5年度より農業経営基盤強化促進法が改正され市町村が地域計画(目標地図)を作成して一筆ごとに農地を耕作する者を決定し、機構はこれらの者に対して農地の貸借をすすめていきます。公社を通じて農地を借りたい人は、希望する農地のある市町村農政主管課、または農業委員会にお問い合わせください。

(5) 農業用機械・施設の取得

現代の農業は、一部の有機農業などを除いて一般的にはかなり施設化、機械化が進んでいます。新規に農業を始める場合、例えば、施設園芸ではハウス建設、畜産だと畜舎建設と相当の投資が必要であり、すべてを一度に揃えようとすれば多くの資金を必要とします。

新規就農者の場合、まず2～3年は無収入と想定した場合の生活資金の準備などに多くの資金を必要とし、施設や農機具の購入まで資金的に余裕がないのが一般的です。そこで、当初は必要最小限の農機具や施設を手当てし、経営が軌道に乗りはじめてから徐々に装備を充実していく方が堅実です。中古品やリースなどで対応することも負担を軽減する方法のひとつです。そのほか、離農した農家などから農機具・施設を農地や住宅と経営内容をセットで買い取るのも一つの方法です。

6) 住宅の確保

農業を始めようとする場合、農地の確保とともに住む所が必要になります。農作物の栽培は、常に自然条件に大きく左右されるので、適時、適切な栽培管理をしていくために、できるだけ取得農地の近くに住宅があることが望ましいです。地元の協力を得て、空き家や公営住宅の情報収集が必要です。就農する市町村の窓口にお問い合わせし、相談しましょう。

7) 生活設計・農業経営計画の立案

生活あつての農業です。月々の生活費、教育費等がどれくらいかかるか、当面する計画に始まり、中長期的な生活設計を立てましょう。その上で、どのような作目で、どれくらいの規模で経営していくかという「経営計画」をしっかり立てましょう。それによって市町村や地域の農業者等の受入側を動かすこととなります。また、受入側からいろいろな意見を聞く中で実現性の高い計画にしていきましょう。

8) 自治体等における新規就農支援制度

県や市町村等では、実際に就農するまでの研修の支援・助成、農地の借り入れ、機械・施設のリース料の助成等があります。就農先を検討する場合、県・市町村等の支援措置だけを比較検討するのではなく、自分が目指すべき経営像などを基本に、複数の就農候補地から最終候補地を決定する際の判断材料にしましょう。要は、自分の新規就農イメージの具体化に向けて主体的に活用しましょう。

9) 農業者年金への加入

- 会社員の時は、税金、福利厚生費は給与から一括して差し引かれていましたが、就農後は、市町村民税、国民健康保険料について、前年度の農業所得額に応じて課税されることとなります。
- 「国民年金」は、満20歳以上の者すべてが対象となります。さらに、農業者は会社員の時のように厚生年金に加入できないので、国民年金の上乗せとして「農業者年金」があります。「認定農業者」や「青色申告者」など一定の要件を満たす方は、その保険料の補助を国から受けることができますので、市町村の農業委員会、JAの各支店で相談しましょう。



10) 農業保険(収入保険・農業共済)への加入

- 収入保険は、農業をされている方の経営努力では避けられない、自然災害や農産物の価格の低下などで、売上が減少した場合に、その減少分の一部を補償する保険です。基本的に、農産物などどのような品目でも対象となります。青色申告の実績が1年分あれば加入できます。
- 農業共済は自然災害により作物の収穫量が減少した場合、園芸施設に損害が生じた場合、家畜が死亡したり、診療を受けた場合が支払いの対象となります。共済事業には農作物共済、畑作物共済、園芸施設共済、家畜共済があります。詳しくは、最寄りの農業共済組合(NOSAI)にお問い合わせください。

3 農地を取得するための要件は、次のとおりです。

1 農地法の要件

- ① 取得する全ての農地を効率的に耕作すること
- ② 原則、農作業に常時従事(年間150日以上に従事)すること
- ③ 地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さないこと
以上の全ての要件を満たす必要があります。

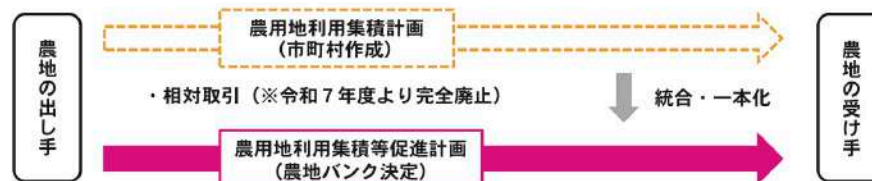
※令和5年4月1日から「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)」が施行されたことにより、農地法も一部改正され、農地法の第3条許可の基準における下限面積要件が廃止されました。

2 農地中間管理事業の推進に関する法律(バンク法)の要件

- ① 取得する農地の全てについて耕作をすること
 - ② 原則、農作業に常時従事(年間150日以上に従事)すること
 - ③ 農用地利用集積等促進計画の内容が基本方針及び農地中間管理事業規程に適合すること
 - ④ 関係権利者すべての同意を得ていること(数人の共有に係る土地については、共有持分を有する者の過半の同意で可)
- 以上の全ての要件を満たす必要があります。

農地利用に関する制度が変わりました。(地域計画に基づく農地利用)

農用地利用集積等促進計画への統合・一本化(旧基盤法利用権設定等促進事業の廃止)



・農地バンクから転貸・目標地図(市町村・農業委員会)に適合・農業委員会等による働きかけ等

令和7年度以降の主な貸借等の方法



令和5年度の農業経営基盤強化促進法改正により、利用権設定等促進事業が農地バンク事業に統合一本化され、農用地利用集積等促進計画による利用権設定が行われることになりました。

農用地利用集積等促進計画による農地利用は、農地バンクを通じた農地利用となり、農地バンクは当該計画が地域計画の達成に資することになるようにしなければならぬとされています。

また農地法3条の許可判断の際は、地域計画の実現に支障を生ずるおそれがある権利取得については許可することができないとされているため、地域計画策定区域内については地域計画の目標地図を基本とした農地利用がなされることとなります。

4 様々な就農パターン

公的支援の活用

自治体の支援を活用する就農スタイル

研修助成金をもらいながら研修を積み、その自治体で就農します。地域・作目は限られていますが、販路、経営形態が安定しているため、就農定着率は非常に高いです。

高い就農定着率



既存農家の経営継承

後継者のいない農家の経営をそのまま引継ぐ就農スタイル

農地・栽培技術・機械施設をセットで手に入れます。地域・作目は限られていますが、優秀な経営を引継ぐことも可能です。

貴重な経営資源を引き継ごう



農業法人に就職

農業法人で従業員として働く就農スタイル

作目、地域、様々な農業法人が求人しています。農作業従事者だけでなく、多様な人材を求める農業法人が増えています。将来は、経営幹部、社長になることもできます。

給料をもらって農業



自ら農地・運転資金・施設を準備する

自分がやりたい経営を自由に目指す就農スタイル

農地を取得するには、農業委員会に相談しましょう。農地の確保には、地域の農業者から信頼される必要があります。

思い描いた経営を実現



法人従業員から独立

農業法人で働きながら、技術・知識を身につけて独立を果たす就農スタイル

最新の農業経営を身につけられます。将来独立したい人を支援している農業法人やNPO法人があります。

最新の経営を学んで独立へ



●有機農業

近年は、食の安全・安心や環境問題への配慮から、有機農業をしたい就農希望者が増えています。高価格で販売するにはマーケティング能力が必要です。



有機JASマークの認証を受けないと、有機農産物表示をすることは出来ません。

V 青年等就農計画の認定制度

将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた者に対して資金の貸付け等の支援措置を重点的に講じようとするものです。

1 対象者

計画申請者は、その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等であって、青年等就農計画を作成して市町村から認定を受けることを希望する者

- 青年(原則18歳以上45歳未満)
- 知識・技能を有する者(65歳未満)
- 上記の者が役員の過半を占める法人

※農業を開始してから一定期間(5年)以内の者を含み、認定農業者を除く。

2 青年等就農計画認定要件

- その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること。
- その計画が達成される見込みが確実であること等。

3 認定新規就農者のメリット措置

- 青年等就農資金(無利子融資)
- 新規畑人資金支援事業(経営開始資金)※18歳以上49歳以下の方のみ
- 認定新規就農者への農地集積の促進
- 経営所得安定対策等
- 新規就農者支援事業(沖縄県経営発展支援事業)※18歳以上49歳以下の方のみ

4 青年等就農計画の認定の流れ

- ①青年等就農計画を作成し、市町村へ提出
- ②市町村が基本構想に照らして同計画を審査
- ③市町村が当該計画申請者へ認定を通知
- ④認定新規就農者となる
(市町村、都道府県等関係機関により、計画達成をフォローアップ)

VI 代表的な支援資金（青年等就農資金）

1 対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画認定を受けた者（認定新規就農者）

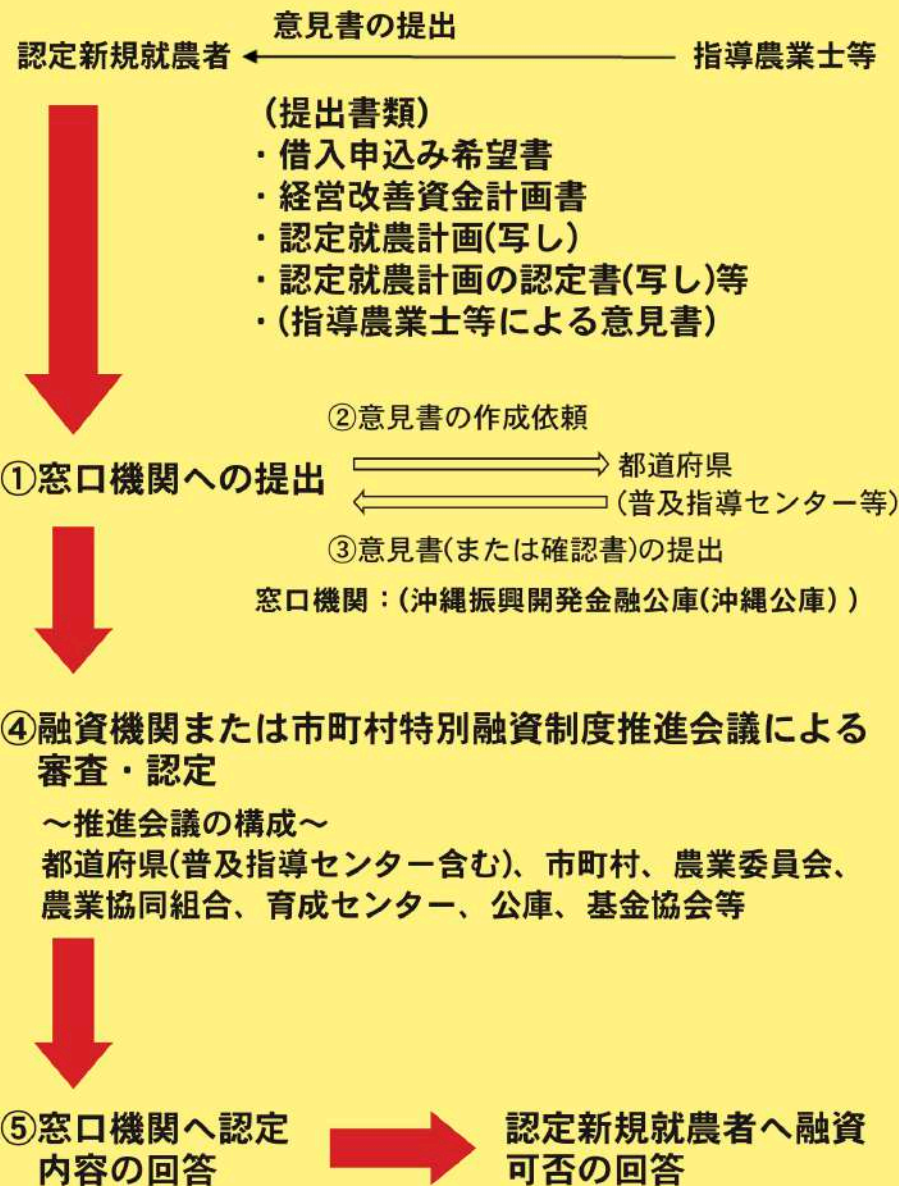
2 資金の使い道

- ①農地・牧野の改良、造成に必要な資金
 - ②農地・採草放牧地の賃貸借権等の取得に必要な資金
 - ③果樹の植栽、育成に必要な資金
 - ④オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
 - ⑤家畜の購入、育成に必要な資金
 - ⑥次に掲げる費用の支出に必要な資金
 - ・農機具・運搬用機具等の賃借権の取得
 - ・創立費、開業費等に計上し得る費用
 - ・農薬費、肥料費、飼料費等
 - ⑦次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
 - ・農舎、畜舎、農機具及び運搬用機具等
 - ・農産物の生産、流通、加工又は販売
- ※農地等の取得は対象外

3 融資条件

- 貸付利率：無利子
 - 借入限度額：3,700万円（特認限度額1億円）
 - 償還期限：17年以内（うち据置期間5年以内）
 - 担保等：実質無担保・無保証人
- ※貸付額が3,700万円を超える場合は、要件が一部異なります。

4 貸し付けの流れ



5 主な資金の種類と融資条件

資金の種類・種目	融資限度額	利率 融資対象	返済期間	連絡先
青年等就農資金 (注1)	3,700万円 (特認1億円)	無利子 施設・農機具資金、 長期運転資金	17年以内 うち据置期間 5年以内	沖縄振興開発金融公庫 (融資第三部 農林漁業 融資班) TEL: 0120-956-318
農業近代化資金 (認定新規就農者 の場合)	個人: 1,800万円 法人・団体: 2億円 融資率: 80%以内	2.10%(注2) 施設・農機具資金、 長期運転資金	原則17年以内うち 据置期間5年以内 ※農機具又は家畜 のみの場合は10年 以内。うち据置期 間5年以内(注4)	沖縄県農業協同組合 (JAおきなわ) (本店 農業金融G) TEL: 098-831-5156 もしくは、最寄りの JAおきなわ各支店へ 沖縄県花卉園芸農業 協同組合(融資課) TEL: 098-860-2269
経営体育成強化資金 (認定新規就農者 の場合)	個人: 1億5,000万円 法人: 5億円 ※融資率: 80%以内 ※青年等就農計画に 従って行う農地等の 取得は1,000万円まで 融資率100%	2.10%(注2) 農地等取得資金 施設・農機具資金、 長期運転資金	25年以内うち据置 期間3年以内 ※青年等就農計 画に従って行う農 地等の取得は5年 以内 ※果樹の新植等は 10年以内	
農業経営基盤強化 資金 (スーパーL資金) (認定農業者のみ)	個人: 3億円 法人: 10億円	1.25~2.10% (注2, 3) 農地等取得資金、 施設・農機具資金、 長期運転資金	25年以内うち据置 期間10年以内	沖縄振興開発金融公庫 (融資第三部 農林漁業 融資班) TEL: 0120-956-318
農林漁業セーフ ティネット資金	600万円 ※簿記帳帳農家: 年間 経営費の6/12又は租 収益の6/12に相当する 額のいずれか低い額	1.25~1.95% (注2) 自然災害、社会 的要因等による 一時的影響に対 応する資金	15年以内うち据置 期間3年以内	

注1 青年等就農資金は、実質無担保・無保証人制度による融資。農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画の認定を受けた者が貸付対象。青年等就農計画の対象者は、青年(原則18歳以上45歳未満)、知識・技能を有する者(65歳未満)、これらの者が役員の過半を占める法人。農業経営を開始してから5年以内の者を含み、認定農業者は除く。

注2 利率は、2025年11月現在。利率は、市場金利に応じて変動します。ご利用を検討される場合は、最寄りの公庫・農協などへ最新時点の金利をお確かめ下さい。

注3 2026年3月31日までに融資機関が貸付決定を行った農業近代化資金及びスーパーL資金については、貸付当初5年間最大2%の範囲内で金利負担軽減となる特例措置(目標地図に位置付けられた農業者などが対象)があります。詳しくは、最寄りの沖縄振興開発金融公庫や農協へお問い合わせください。

注4 認定新規就農者以外の農業者の場合、農機具又は家畜のみの取得の返済期間は7年以内(うち据置期間2年以内)となります。

VII 各種施策などについて

資料: 農政経済課

農業者や地域のみなさんへ

地域計画のご紹介

地域の農地を次世代に 引き継ぎましょう!

◆ 5年後、10年後、地域の農地は誰が利用し、農地をどうまとめていくか

◆ 地域の農業をどのように維持・発展していくか

若い方や女性を含め、幅広い意見を聴きながら、地域の関係者が一体となって話し合ひましょう。

課題解決と一緒に取り組みませんか。

一方で、地域では、次の悩みの声があがっています。

- ◆ 農地を貸したいけど、受け手が分からない
- ◆ 農地を借りたいけど、誰が相続しているのか分からない
- ◆ 荒れている農地からの影響が心配で、対応に困っている

ぜひ、協力してください。みんなで地域農業を守りましょう。

詳細はコチラから

地域計画

沖縄県、沖縄県農地中間管理機構、沖縄県農業会議、沖縄県農業協同組合、沖縄県土地改良事業連合会

市町村では、課題解決に向け、地域の農業・農地について話し合うため、みなさんと一緒に、関係機関（農業委員会、農地バンク、J A、土地改良区など）と一体となって、「地域計画の実現」に向け取り組んでいます。

【地域計画とは？】

○ 農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。
 おおむね10年後を見据え、担い手を含め、農地所有者、地域住民なども交えて、話し合うことが重要です。
 特に今後、地域で営農又は生活していく後継者などの若い方や女性の参加が大切です。

○ 担い手がない地域では、地域計画にその旨を記載し、地域外から新たに農業を担う者を地域に呼び込むために活用しましょう。

地図を見ながら話し合しましょう。



将来の目標地図例



※徐々に作り上げていきましょう。

みなさんの地域でも、話し合いたいとお考えの際には、各市町村の地域計画担当課にお尋ねください。
 また、お近くの農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんにも、ご相談ください。

地域計画の区域や目標地図に位置付けられた経営体には、いろいろな支援措置があります。

- ① 地域計画を策定した区域を対象とする支援措置
- ② 目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援措置

① 区域を対象とする支援

- ・強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・機構集積協力金のうち地域集積協力金
- ・農地耕作条件改善事業
- ・農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策

等



② 目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援

- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・経営開始資金、経営発展支援事業
- ・スーパーL資金・農業近代化資金金負担軽減措置

等



○ 農業を志す若者への支援（新規畑人※資金支援事業）

※畑人：はるさー
 資料作成：営農支援課

目的

次世代の農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修を後押しする資金及び就農開始直後の経営確立を支援する資金を交付し、経営感覚に優れた次世代の担い手を育成・確保する。



→ 交付資金には、次の2つのタイプがあります。

就農準備資金

県が認めた研修機関等で研修を受ける方に、最長2年間、年間150万円の資金を交付します。



→ 県立農業大学校等で研修

経営開始資金

新規就農される方に、就農直後の経営確立を支援するため最長3年間、年間150万円の資金を交付します。



→ 独立・自営就農者

就農準備資金 の受給を希望する方は、以下の要件を全て満たす必要があります。

1. 研修終了後、就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者になることについての強い意欲を有していること。
2. 独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農すること。
 ※親元就農を目指す者は、就農後5年以内に経営継承するか又は独立・自営就農すること。
 ※独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け「認定新規就農者」になること又は経営改善計画の認定を受け「認定農業者」になること。
3. 県が認め、就農に関するポータルサイト(農業をはじめる.JP)に研修計画等を登録している研修機関等で概ね1年以上かつ、概ね年間1,200時間以上研修を受けること。
4. 常勤の雇用契約を締結していないこと。
5. 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。
6. 前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること。
7. 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること。

★ 以下の場合は、交付資金の全額返還となりますので、十分にご注意ください!

- ★ 適切な研修を行っていない場合
- ★ 研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農をしなかった場合
- ★ 交付期間の1.5倍(最低2年)以上の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
- ★ 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承をしなかった場合又は独立・自営就農しなかった場合
- ★ 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者に認定されなかった場合

の受給を希望する方は、以下の要件を全て満たす必要があります。

1. 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満の認定新規就農者[※]で次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
 ※ 市町村で農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
2. 独立・自営就農であること。
 ・自ら作成した青年等就農計画等に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすもの
 - ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
 - ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている。
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引している。
 - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理している。
 - ⑤ 農業経営に関する主宰権を有していること。
3. 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること。
 ・独立・自営就農 5 年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画であること
4. 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新技術の導入、経営の多角化等）を負うと市町村長に認められること。
5. 目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
6. 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。
7. 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入している、または加入することが確実と見込まれること。
8. 前年の世帯所得が600万円以下であること。
9. みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。
10. 交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラムの中級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

交付対象の特例

- 夫婦で就農する場合（家族経営協定、経営資産の共有などにより共同経営であることが明確である場合）は、夫婦合わせて1.5人分を交付する。
- 複数の青年就農者が農業法人を新設して共同経営を行う場合は、当該新規就農者それぞれに交付する。

★ 以下の場合は、交付資金の返還となりますので、十分にご注意ください！

★ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

問
い
合
せ
先

就農準備資金 → 沖縄県農林水産部営農支援課 ☎ 098-866-2280

- ◆ 北部農林水産振興センター農業改良普及課 ☎0980-52-2752
- ◆ 中部農業改良普及センター ☎098-894-6521
- ◆ 南部農業改良普及センター ☎098-889-3515
- ◆ 宮古農林水産振興センター農業改良普及課 ☎0980-72-3149
- ◆ 八重山農林水産振興センター農業改良普及課 ☎0980-82-3497
- ◆ (公財) 沖縄県農業振興公社 ☎098-882-6801

経営開始資金 → 最寄りの市町村

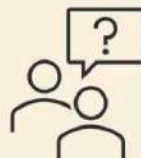
もう登録
しましたか？

メールマガジン

いちのう

一農ネット

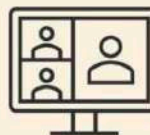
新たに農業を始める方に向けた



イベント情報



支援情報



研修情報

等が届きます！

農業でがんばる、
農業に興味のある皆さんへ
農林水産省からの情報を直接
お届けするメールマガジンです。

登録は
こちらから

農林水産省



一農ネット

って何？

Q 一農ネットとは？

「一年生農業者」から「一生農業でがんばる方」まで農業に関わるすべての方に届けたいという思いから一農ネットと名付けました。就農への一歩を踏み出す情報や就農後に役立つ情報を配信しています。

Q 対象者は？

農業に興味のある方や就農を希望されている方、農業をされている方などどなたでも登録いただけます。

Q 配信頻度はどのくらい？

月1-2回配信しています。

Q 登録方法は？

- ① URL又はQRコードからメルマガ配信登録のサイトにアクセス。
<https://mailmag.maff.go.jp/m/entry>
- ② 配信を希望するメールアドレスを入力し、「青年新規就農者ネットワークメール（一農ネット便り）」にチェック。
- ③ ページ下の「確認」をクリックし、内容に誤りがないことを確認後、「登録」をクリック。
- ④ 仮登録のメールから本登録を行い登録完了です！



Q 問合せ先は？

配信内容については内容ごとに記載している連絡先に、メールマガジンに関する問合せについては、下記までご連絡ください。

問合せ先

農林水産省経営局就農・女性課 一農ネット担当
 TEL 03-3502-6469(直通)
 E-mail lnou@maff.go.jp
 URL https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/lnou.html

経営発展支援事業(通常枠)について

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

補助率:都道府県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2)
 例1.国1/2、県1/4、本人1/4 例2.国1/2、県1/3、本人1/6 本人負担は必要です!

支援額:補助対象事業費上限1,000万円

※経営開始資金の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円

※経営継承・発展支援事業との併用は不可。また、他の国の助成事業の対象として整備するものでないこと。

① 対象者

● 主な要件は以下のとおりです。

- ① 独立・自営就農時の年齢が、49歳以下の認定新規就農者であること。(令和7年度以降が対象)
- ② 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
 ※親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画(売上1割増等)であること。
- ③ 目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ④ 本人負担分について金融機関から融資を受けていること。 等

② 対象経費

● 対象となる事業内容は以下のとおりです。

機械(軽トラ除く)・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等の初期投資的な経費

● 事業内容の主な要件は以下のとおりです。

- ① 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- ② 事業の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。
 また、中古機械及び中古施設にあつては、中古耐用年数が2年以上のものであること。
- ③ 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。
- ④ あらかじめ立てた計画の達成に直結するものであること。
- ⑤ 園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。(家畜の導入、果樹・茶の新植・改植は除く)
- ⑥ 個々の事業内容について、単年度で完了すること。 等

③ ポイント制(取組に応じた事業採択方式)

I. ポイント項目

応募される新規就農者の取組をポイント化し、ポイントの高い者から配分の対象とします。

No.		ポイント
(共通ポイント)		
1 研修	① 農業生産に関して、自らが取組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている	1
	② 農業生産に関して、自らが取組もうとする作目について研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている	2
	③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3
2 サポート 体制	① 地域サポート計画が策定されている	1
	② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2
	③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て※1について、担当機関・部署が明確になっている	3
3 経営管理の 合理化	① 圃場等に農作業の記録(施肥量、農薬散布量、作業時間等)を毎日つける	1
	② ①に加え、青色申告を実施する	2
	③ ②に加え、GAP認証等を取得する※2	3
4 所得	① 所得目標※3が250万円又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている	1
	② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	2
	③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	3
5	① 家族経営協定のうち必須項目について書面で締結している※4	1
	② ①の事項に加え、その他の事項(休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険)を1つでも設定している	2
6	農業版事業継続計画(BCP)を策定している	1
7	データを活用した農業を実践する	1
8	農業経営を法人化する	1
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける※5	1
(共通ポイント)		
10	県加算ポイント	Ⅱへ

・目標として行う項目(No.3,4,7,8及び9)については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。

※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援(住居、子育て等)」、「事務局・全体調整」

※2 JGAP、ASIAGAP又はGLOBALG.A.P.の認証を取得する、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格する。

※3 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年(度)目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年(度)目」の所得とする。

※4 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

※5 みどりの食料システム法とは、「環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」をいう。

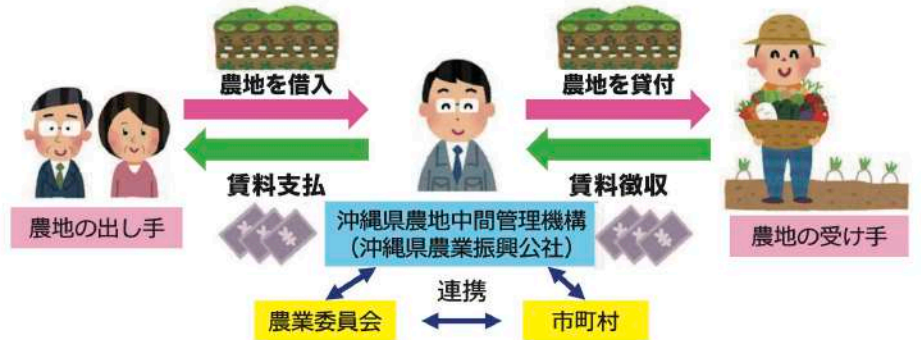
Ⅱ. 都道府県加算ポイント

都道府県は持ち点の範囲で、各県が設定する取組に対してポイント加算できます。

【都道府県が設定する取組等のイメージ】

取組等の内容	ポイント(例)
都道府県の振興作物の作付け	レタス(3点)、ブドウ(2点)、ニンジン(1点)
都道府県が推奨する研修期間の卒業	〇〇トレーニングファーム(2点)、県立農大(1点)
年齢	20代(2点)、30代(1点)

農地中間管理事業における貸借の仕組み



I. 農地中間管理事業とは

- 農地中間管理事業とは、各市町村が策定している「地域計画(目標地図)」に基づき、認定農業者、認定新規就農者など地域の農業を担う者へ農地集積・集約化を図り、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める事業です。
- 具体的には、農地中間管理機構(沖縄県農業振興公社)が出し手から農地を借受け、これを受け手(農業を担う者)へ貸付けます。
- 農地を貸し付ける期間は、原則として10年以上となりますが、特別な理由がある場合は協議により期間を決定します。

Ⅱ. 農地中間管理事業を活用するメリットは

- ①地域計画に基づき農地を受け手(農業を担う者)へ貸し付けるので、計画的な農業経営が行えます。また、契約期間満了時まで、安心して耕作することができます。
- ②機構が複数の出し手との個別調整や事務手続き等を行うので、受け手の手続きが一本化され、煩雑な手続きが解消されます。
- ③出し手への賃借料の振込手数料は機構が負担します。

注意点

- ①複数機関で手続きが必要なため、貸付開始までに3か月以上の時間がかかります。
- ②賃料の支払い時期(毎年2月末)が限定されます。
- ③契約期間満了時には原則として受け手による原状回復が必要となります。

【お問い合わせ先】

農地の借受を希望するとき → 農地のある市町村または農業委員会
 契約手続きについて知りたいとき → (公財)沖縄県農業振興公社農地管理課
 (TEL 098-882-6801)

【公財】沖縄県農業振興公社の農業後継者育成確保事業紹介

農業後継者育成確保事業は、次代の農業・農村を担う意欲と能力のある優れた農業後継者の育成確保を図ることを目的としている事業で、県、市町村、農業団体が出捐して造成した基金の運用益を財源としています。

当公社の農業後継者育成確保事業の中で研修生を受け入れる農家、研修生、青年農業者等が利用できる新規就農促進事業等を紹介いたします。

新規就農促進事業【受入農家等を対象とした事業】

① 研修生受入事業

新規就農予定者を受け入れる指導農業士等(※1)に対し、研修に必要な経費の一部を助成する事業で、農業改良普及センター所長等の推薦ができるものとします。

(助成内容)

- ・受け入れ1人につき月額5万円以内で、期間は1ヶ月以上12ヶ月以内。
- ・受け入れ農家は、研修生2人までを対象とし、2人目は1人目の2分の1以内。

- ・当事業は、農業後継者の育成を目的としている為、就業意欲のある研修生を受け入れた農家が対象です。

- (※1) 指導農業士、青年農業士、女性農業士のほか、JAの営農指導員経験者や、研修生を受け入れる体制が整っている農家も認められます。
(規模や設備、これまでの研修受け入れ実績等を総合的に勘案)

新規就農促進事業【研修生を対象とした事業】

② 新規就農研修事業

指導農業士等(※1)において、研修を希望する50歳未満の新規就農希望者に対し、研修に必要な経費の一部を助成する事業です。研修終了後、就農が見込まれる方が対象となり、農業改良普及センター所長等の推薦ができるものとします。研修に入る前の農業経験等は、特に問いません。

(助成内容)

- ・月額5万円以内で、期間は1ヶ月以上12ヶ月以内。1人1回限りの助成です。

- ・当事業は、国、県の実施する他の研修事業で給付又は助成を同時期に受けることはできません。

》》 研修生の審査基準

- ・就農ビジョンと研修目的が明確であり、就業意欲が高い者であること。
- ・研修の実行が確実に見込まれる者であること。
- ・就農に必要な技術や知識の習得が期待される者であること。



【青年農業者等を対象とした事業】

③ プロジェクトほ場設置事業

農業経営の課題を自ら解決するプロジェクト活動を実施することに必要な経費の一部を助成する事業です。対象者は青年クラブ又は青年農業者等の組織に属し、農業改良普及センター所長等の推薦ができるものとします。

(助成内容)

- ・10万円以内の助成とします。助成対象と認められる主な経費は、種苗代や肥料代、農薬代等消耗品費、燃料費、農地賃借料やほ場整備に伴うトラクター等使用料のプロジェクト実施にかかる経費。

※飲食等の経費は、原則として認められません。

④ 農業経営・技術習得事業

県内又は県外において、生産から販売までの流通過程を通じ、安定した農業経営を目指す、視察研修を行う経費の一部を助成する事業です。対象者は農業青年クラブ等の組織に属し、農業改良普及センター所長等の推薦ができるものとします。

(助成内容)

- ・県内5万円以内、県外10万円以内の助成とします。助成対象と認められる主な経費は、旅費、宿泊費、研修参加費。

※飲食等の経費は、原則として認められません。

申請の方法

(公財)沖縄県農業振興公社農業後継者育成確保事業業務細則に定められている様式により、申請書、研修事業計画書、意見書等を「農業改良普及センター」又は「農業改良普及課」経由で、当公社へご提出下さい。

助成の方法

事業終了後に、(公財)沖縄県農業振興公社農業後継者育成確保事業業務細則に定められている様式により、事業完了報告書、事業実績書、意見書等を提出し、所定の金額を請求して下さい。

》》 **申請をする際は、お近くの農業改良普及センター又は、農業改良普及課へご相談下さい。**

お問い合わせ先

北部農林水産振興センター (農業改良普及課)	☎ 0980-52-2752	〒 905-0015	名護市大南1-13-11
中部農業改良普及センター	☎ 098-894-6521	〒 904-2155	沖縄市美原1-6-34 2階
南部農業改良普及センター	☎ 098-889-3515	〒 901-1115	南風原町字山川1517
宮古農林水産振興センター (農業改良普及課)	☎ 0980-72-3149	〒 906-0012	宮古島市平良西里1125 1階
八重山農林水産振興センター (農業改良普及課)	☎ 0980-82-3497	〒 907-0002	石垣市真栄里438-1
公益財団法人 沖縄県農業振興公社	☎ 098-882-6801	〒 901-1112	南風原町字本部453-3 3階

新規就農促進事業(通称“マッチング事業”)を活用した 就農までのみちすじ

就農希望段階	STEP.1 就農相談	農業をはじめの前に農業研修を通し、実践的な作物の栽培技術または家畜の飼養技術、経営管理等の知識を学びたい方は、お近くの農業改良普及センター、農業改良普及課または、沖縄県新規就農相談センターへご相談下さい。
	STEP.2 研修生と受入農家のマッチング	新規就農促進事業の申請を希望する際は、農業改良普及センター等の面談を受け、事業実施の見通しを確認する必要があります。 研修生になる為には農業経験の有無に拘わらず、県内での就農意欲が高く、研修要件を満たしかつ農業改良普及センター所長等の推薦を受ける必要があります。 受入農家は、沖縄県知事が認定した指導農業士、青年農業士、女性農業士等があり、研修生が希望する品目、学びたい技術や知識、その他相互の相性を見極め、マッチングを行い、各条件を整えます。
	STEP.3 申請書類を作成し、農業改良普及センターまたは、農業改良普及課へ提出	マッチング後、研修生及び受入農家は、各自申請書類を作成し、農業改良普及センター等を経由し、センター所長の推薦書(意見書)を付して「研修開始30日前」迄に沖縄県農業振興公社へ提出して下さい。
	STEP.4 申請書類の適否を審査	申請書類の適否を審査 沖縄県農業振興公社は、提出された申請書類を精査した後、後継者育成基金事業業務審査委員会を開き、予算の範囲内で、助成の適否を審査します。 審査で適当と認められた場合は、申請者に対し、農業改良普及センター等を経由して、研修支援の決定を通知します。 審査で落選した場合は、落選した旨の通知を行います。その際、研修支援を受けられませんので、ご留意下さい。
	STEP.5 農業研修スタート(1ヶ月以上～12ヶ月以内)	いよいよ農業研修がスタートします!! 受入農家(農業士)から、栽培(飼養)技術、農業機械の操作、経営管理等を実践的に学べる貴重な時間です。 自らが目指す農業経営の将来像を具体的に描き、作目、規模、販売先、労働力、機械、施設、資金調達などを検討し、就農計画を立てましょう。
	STEP.6 農業研修終了後、30日以内に完了報告書を提出	研修生及び受入農家は、各自完了報告書類を作成し、農業改良普及センター等を経由したのち、センター所長の意見書を付して「研修終了後、30日以内」又は、「研修実施年度の3月31日」のいずれか早い日まで沖縄県農業振興公社へ提出して下さい。
	STEP.7 助成金交付	沖縄県農業振興公社は、研修生及び受入農家の完了報告書類を精査し、その内容に不備がなければ、助成金を支払います。 ※完了報告書が未提出、又は研修目的にそぐわないと判断される場合は、助成金を支払えませんのでご留意下さい。
	就農	STEP.8 独立・自営就農、親元就農、農業法人へ就職し就農をスタート!

- >>> 研修生の審査基準(27頁参照 ※予算の範囲内で助成の適否を審査 上記STEP.4)
 >>> 申請する際は、お近くの農業改良普及センターまたは、農業改良普及課へご相談ください(28頁参照)

VIII 参考資料

1 主な度量衡比較

(1) 長さ・距離

項目	尺	間	里	メートル
尺	1	0.166666	0.000077	0.30303
間	6	1	0.000462	1.81818
里	12960	2160	1	3927.27
メートル	3.3	0.55	0.000254	1

(2) 広さ・面積

単位	坪	反	町	m ²	アール(a)	㌧(ha)	平方キロ
坪	1	0.003333	0.000333	3.30578	0.033058	0.00033	0.000003
反	300	1	0.1	991.736 (約1,000)	9.91736 (約10)	0.09917	0.000991
町	3000	10	1	9917.36 (約10000)	99.1736 (約100)	0.99173	0.009917
m ²	0.3025	0.001008	0.0001	1	0.01	0.0001	0.000001
アール	30.25	0.100833	0.010083	100	1	0.01	0.0001
㌧	3025	10.0833	1.00833	10000	100	1	0.01
平方キロ	302500	1008.33	100.833	1000000	10000	100	1

(3) 重さ

項目	斤	グラム	キログラム	トン(英)
斤	1	600	0.6	0.00059
グラム	0.001666	1	0.001	0.0000009
キログラム	1.66666	1000	1	0.0009842
トン(英)	1693.41	1016050	1016.05	1

(4) 体積・容積

項目	合	立方センチ	立方メートル	リットル
合	1	180.39	0.00018	0.18039
立方センチ	0.005543	1	0.000001	0.001
立方メートル	5543.52	1000000	1	1000
リットル	5.54352	1000	0.001	1

2 主要品目の経営に必要な施設・機械の例

	作物名	地域	機械・施設等	
野菜類	さやいんげん(つる性:施設)	本島全域	パイプハウス、トラクター、管理機	
	さやいんげん(わい性:施設)	北部	強化ハウス、トラクター、管理機	
	ゴーヤー(施設、露地)	—	パイプハウス、トラクター、耕耘機、灌水ポンプ	
	なす(施設)	中部	アーチ型ハウス、トラクター、管理機、揚水ポンプ	
	トマト(施設)	南部	パイプハウス、トラクター、管理機、灌水装置、作業棟	
	ピーマン(施設)	南部	角パイプハウス、トラクター、管理機、灌水装置	
	へちま(露地)	南部	トラクター、揚水ポンプ	
	すいか(施設)	北部	パイプハウス、耕耘機	
	かぼちゃ、レタス、たまねぎ	—	トラクター、揚水ポンプ	
	とうがん	宮古	パイプハウス、トラクター、耕耘機	
	スイートコーン	南部	管理機	
	オクラ	本島中南部	トラクター、耕耘機	
	ばれいしょ	北部	トラクター、管理機	
	にんじん	中部	トラクター、播種機、灌水装置、洗浄機、選別機	
	らっきょう	—	トラクター、耕耘機	
花き類	野菜用パパイア(施設)	北部	強化ハウス、耕耘機	
	輪ぎく	北部	トラクター、耕耘機、管理機、花選別機、結束機、半自動梱包機、出荷場、電照設備、冷蔵庫、苗床	
	小ぎく	中部	苗床パイプハウス、トラクター、耕耘機、下葉落とし機、花選別機、結束機、出荷場、電照設備、冷蔵庫	
	デンファレ切り花	南部	鉄骨ハウス、貯水タンク、灌水施設	
	オンジューム切り花	中部	アーチ型施設、金網ベッド、灌水装置等	
	モンステラ	北部	平張りハウス、灌水施設、結束機、梱包機	
	アレカヤシ切り葉	北部	アーチ型施設、トラクター、耕耘機	
	ドラセナ切り葉	中部	強化型パイプハウス、背負い式散布機	
	トルコギキョウ	南部	強化型パイプハウス、トラクター、管理機、灌水設備	
	タンカン	北部	鳥害防止ネットハウス、運搬機、自走式草刈り機	
	温州ミカン	北部	—	
	マンゴー(無加温栽培)	南部	角鋼ハウス、灌水施設、作業棟	
	パッションフルーツ(施設)	—	パイプハウス、電照施設、灌水装置、管理機	
	スターフルーツ	南部	パイプハウス	
	果樹類	アテモヤ	北部	パイプハウス、コンプレッサー、肩掛噴霧器
ピタヤ(ドラゴンフルーツ)		南部	灌水ポンプ、オーガ	
アセロラ		北部	背負い式剪定機	
三尺バナナ		中部	平張りハウス、耕耘機、揚水ポンプ、選果場	
シークワサー(加工用、青果用)		—	運搬機	
パインアップル(加工用、生食用)		—	トラクター、格納庫	
かんしょ(加工)		—	トラクター、管理機	
サトウキビ夏植え		宮古	トラクター、格納庫	
畜産		肉用牛	—	トラクター(刈取機一式)、牛舎、堆肥舎、乾草庫、農具庫、ホイルローダー、トラック

※刈払機、動力噴霧器、軽トラック等は、どの品目も必要です。

3 主な農機具等購入価格(全国平均物価)

農機具名	平均物価	備考
1 刈り払い機(草刈機1.5PS程度)	70,760円	令和5年12月
2 動力噴霧器(2.0~3.5PS)	208,300円	〃
3 動力耕耘機(5~7PS)	594,400円	〃
4 兼用トラクター(25PS程度)	2,934,000円	〃
5 軽四輪トラック(660cc 350kg積程度)	1,029,000円	〃

資料:農林水産省「農業物価統計」

4 農業用施設(園芸)の建設費

施設の種類の	n単価(円)	10a当たりの参考建設費
1 角鋼ハウス	14,900円~	1,490万円~
2 強化型パイプハウス	13,400円~	1,340万円~
3 平張施設	6,900円~	690万円~
4 パイプハウス	5,000円~	500万円~

※単価はR4参考値です。詳細はメーカーへお問い合わせ下さい。

5 (参考)沖縄県における農林水産物の出荷時期

■ …10%未満 ■ …10%以上

※1年間の取扱を100%とした場合の割合

※1%未満の数値及び出荷時期として望ましくないケースについては非表示処理

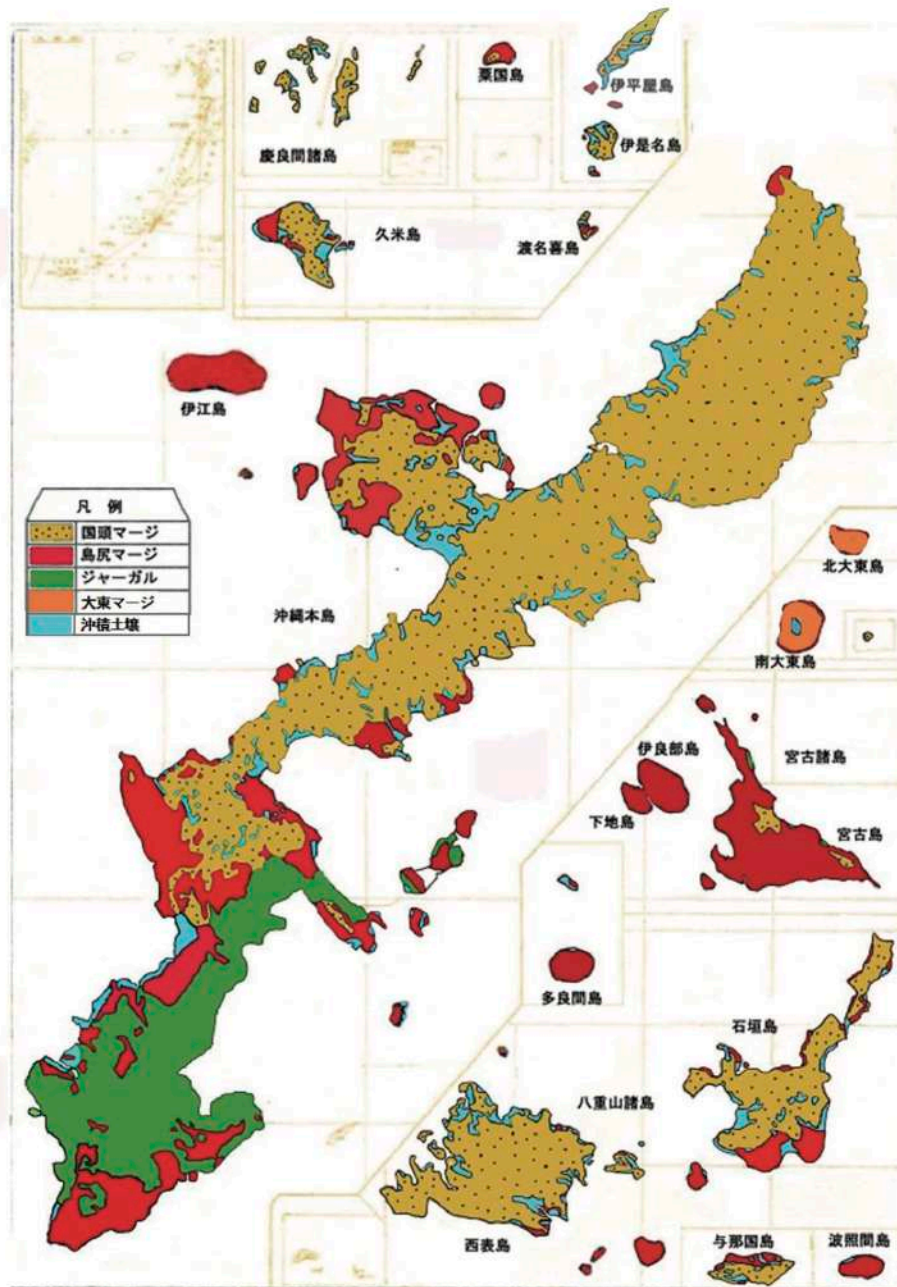
野菜類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ゴーヤー												
さやいんげん												
とうがん												
すいか												
かぼちゃ												
オクラ												
スイートコーン												
レタス												
ばれいしょ												
さといも												
野菜用パパイア												
ピーマン												

果樹類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
マンゴー												
パインアップル(生食)												
パインアップル(加工)												
タンカン												
パッションフルーツ												
シークワサー												
ピタヤ(ドラゴンフルーツ)												
バナナ												

花き類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
キク類(小菊)												
洋ラン類(デンファレ)												
トルコギキョウ												
切り葉類(アレカヤシ)												

令和6年中央卸売市場年報参照

6 沖縄県の主な土壌



沖縄の土壌の特徴

国頭マーヅ

- ・主に分布する地域は、沖縄本島中北部や八重山・久米島である。
- ・土の色は鮮やかな赤や黄色である。
- ・母岩は粘板岩や砂岩・国頭礫層・花崗岩等である。
- ・酸性が主体である。
- ・養分が少なく、養分を捕まえる力が小さい。
- ・パインアップルやお茶など酸性を好む作物に適する。
- ・野菜や花き類は酸性を好まない物が多く、土壌改良が必要である。
- ・水に対する抵抗力が弱く、バラバラになりやすく、土が流れやすい。

国頭マーヅ

お茶、カンキツ類
マンゴー、パインアップル
ばれいしょ、さといも
サトウキビ、キク
アザレア、ゴーヤー

島尻マーヅ

- ・沖縄県の各地に分布する。
- ・土の色はやや暗い赤や黄色である。
- ・母岩は石灰岩である。
- ・酸性からアルカリ性まであり、幅が広い。
- ・養分が多く、カルシウム分を多く含む。
- ・水に対し抵抗力が強く、バラバラになりにくい。
- ・水はけが良く、雨が降った翌日も畑に入ることが出来る。
- ・水持ちが悪く、作物は干ばつに遭いやすい。
- ・イモやニンジン等地下に出来る作物に適する。

島尻マーヅ

ゴーヤー、かんしょ
サトウキビ、にんじん
モロヘイヤ、パパイア
キク、ほうれんそう
チンゲンサイ、マンゴー

ジャーガル

- ・沖縄本島中南部に広く分布し、一部宮古島・波照間島にも分布する。
- ・母岩は石灰質な泥岩で通常クチャと呼ばれている。
- ・アルカリ性であり、多量のカルシウムを含んでいる。
- ・養分が豊富で、肥沃な土である。
- ・粘着性が強く、農機具や靴の底等に土がくっつきやすい。
- ・水持ちが強く、水はけが悪い。
- ・キュウリやサヤインゲン等地表に実をつける作物に適する。

ジャーガル

レタス、さやいんげん
トマト、ゴーヤー
サトウキビ、ほうれんそう
かぼちゃ、きゅうり
キク、島にんじん、オクラ
ピーマン、マンゴー

大東マーヅ

- ・主に南北大東島に分布する。
- ・琉球石灰岩が母岩だが、強い溶脱作用を受けている。
- ・石灰岩上にある赤黄色土で、土色や土壌pHが低いことから国頭マーヅに分類されていた。
- ・強粘性で塩基類に乏しいが、リン酸含量は国頭マーヅに比べ高い。
- ・酸土矯正には島内の石灰岩が利用可能である。

大東マーヅ

サトウキビ
かぼちゃ
ジャガイモ

カニク(沖積土壌)

- ・川沿いの谷底平野や海岸平野に小面積ずつ各地に分布する。
- ・土は砂質～粘土質まで幅が広い。
- ・アルカリ性から酸性まであり、元土の性質によって変わる。
- ・養分が少なく、養分を捕まえる力が小さい。
- ・砂質土は排水が過良、粘土質は排水不良が多い。
- ・水田が多かったが、近年客土により畑地が多くなった。

カニク

稲、クレソン
マコモタケ
タイモ、エンサイ

作物別最適pH領域一覧表



A 群	パパイア、サトウキビ、エンドウ、ホウレンソウ、ビート アルファルファ
B 群	<p>普作：アズキ、インゲン、エダマメ、ソラマメ、ダイズ、サトイモ スイートコーン、ソルゴー、タバコ、ラッカセイ、コムギ、オオムギ ライムギ、ハトムギ、コンニャク、アスパラガス、ウド、 トウモロコシ(飼料)、白クローバ、クワ</p> <p>野菜：オクラ、カボチャ、キュウリ、スイカ、メロン、カンピョウ、トマト ナス、ピーマン、シュンギク、セルリー、パセリ、トウガラシ、 ミョウガ、ニラ、ネギ、ブロッコリー、ハクサイ、レタス、 カリフラワー、ミツバ</p> <p>花：キク、カーネーション、バラ、ユリ、シクラメン、ゼラニウム フリージャ、ポインセチア</p> <p>果樹：ブドウ、モモ、オウトウ</p>
C 群	<p>普作：イネ、エンバク、ヒエ、赤クローバ</p> <p>野菜：キャベツ、コカブ、ゴボウ、コマツナ、サラダナ、ダイコン タマネギ、ニンジン、フキ、レンコン、イチゴ</p>
D 群	<p>普作：カンショ、ジャガイモ、イタリアンライグラス オーチャードグラス、ソバ</p> <p>野菜：ショウガ、ニンニク、ラッキョウ、トールフェスク</p> <p>果樹：リンゴ、ナシ、ウメ</p>
E 群	茶、バインアップル、アザレア、クリ、ブルーベリー

A 群：中性に近いpH領域で生育のよい作物 pH6.5～7.0
 B 群：微酸性のpH領域で生育のよい作物 pH6.0～6.5
 C 群：微酸性～弱酸性の広いpH領域で生育のよい作物 pH5.5～6.5
 D 群：弱酸性のpH領域で生育のよい作物 pH5.5～6.0
 E 群：比較的酸性側のpH領域で生育のよい作物 pH5.0～5.5

※昭和57年度分析機器システム開発委員検討資料より転記

7 野菜栽培のしおり

種類	播種時期 ○移植栽培、※直播き	10a 当たり 植付本数	収穫開始 までの日数	収量/10a
キュウリ	○ 抑制 8中～9上 促成 10上～11上 半促成 1上～2上 普通 3中～5上	ハウス 1,400～1,500 露地 2,000～2,200	20～30 35～45 35～45 20～30	抑制 4～5t 促成 8～10t 半促成 7～8t 普通 4～6t
カボチャ	○※ 抑制 9中～10中 半促成(トンネル) 11上～2上 早熟 1上～2上	710～1,100	110～115 110～115 115～120	抑制 0.7～1.2t 半促成 1.3～2t 早熟 0.7～1.5t
スイカ	○ 抑制 8上～8下 促成 9上～11上 早熟 11下～2中 普通 2下～5中	抑制 740～1,000 促成 740～1,000 早熟 660～880 普通 550～800	75～80 90～95 100～110 50～55	抑制 2.5～3t 促成 2.5～3.5t 早熟 2.5～3t 普通 3～4t
ネットメロン	○ 抑制 9上～9下 促成 9下～12下 早熟 1下～3下 普通 2下～3下	抑制 1,860 促成 1,450 早熟 2,100 普通 2,100	80～90 90～95 85～90 80～85	抑制 2～2.2t 促成 1.8～2t 早熟 1.8～2t 普通 2～2.2t
トウガン	○ 促成 9下～10下 早熟 12中～1下 普通 3中～4下	促成 830～1,200 早熟 500～1,330 普通 500～1,330	70～80 130～150 60～70	促成 8～10t 早熟 3～5t 普通 2～3t
ニガウリ(ゴーヤー)	○ 促成 9中～10中 早熟 1中～2下 普通 2上～4上	130～330	促成 40～50 早熟 55～65 普通 25～35	促成 8～10t 早熟 2.5～4.5t 普通 2～3t
ヘチマ	○ 促成 9上～10上 半促成 12上～1上 普通 3上～4上	促成 200 半促成 160 普通 160	促成 50～60 半促成 110～120 普通 50～60	促成 5～6t 半促成 5～6t 普通 3～4t
トマト	○ 促成 8中～9中 半促成 9中～10中 普通 2上～3上	1条植 1,660 2条植 2,220	促成 55～65 半促成 65～70 普通 50～60	促成 8～10t 半促成 7～8t 普通 4～5t
ミニトマト	○ 抑制 8中～9上 促成 9中～10中 普通 2上～3上	1,786	抑制 80～90 促成 80～90 普通 80～90	抑制 6～7t 促成 6～7t 普通 2～2.5t
ナス	○ 促成 8上～9上 普通 1中～2中	促成 900～1,000 普通 1,800	接木苗 50～60 自根苗 25～35	促成 8～10t 普通 4～5t
ピーマン	○ 促成 8上～10上 普通 2中～3下	1,380～1,560	促成 50～60 普通 20～30	促成 7～8t 普通 2.5～3t
シシトウガラシ	○ 促成 7下～8中	1,015～1,110	促成 50～60	促成 2～3t
オクラ	※ 早熟 1上～2下 春植 2下～4中 秋植 7上～8上	3,330～5,130	早熟 60～70 春植 40～50 秋植 50～60	早熟 0.8～1.2t 春植 0.8～1.2t 秋植 0.8～1.2t
スイートコーン	※ 抑制 10上～11下 普通 12上～2上	3,500～4,500	中生 90～100 晩生 110～120	抑制 0.8～1t 普通 1～1.3t
サヤインゲン(矮性)	※ 促成 11下～2中 半促成 1下～2中 普通 9下～10中	4,080～5,120	促成 50～60 半促成 60～70 普通 40～60	促成 1～1.5t 半促成 0.8～1t 普通 0.8～1t
サヤインゲン(つる性)	※ 促成 9下～12上 半促成 1中～2下	2,220～4,160	促成 60～70 半促成 65～75	促成 1～2.5t 半促成 1.5～2t
エンドウ	※ 実 9中～11上 莢 9中～11上	2,460～3,700	実 70～80 莢 60～70	実 0.6～0.7t 莢 0.5～0.6t
エダマメ	※ 普通 2中～3中	4,440	普通 70～80	普通 0.5～0.6t
シカクマメ	※ 普通 3下～4下	1,000	普通 80～90	普通 0.6～0.7t
ササゲ	※ 春まき 3上～5上 夏まき 5中～8中	1,660	春まき 70～80 夏まき 55～60	春まき 2～2.5t 夏まき 2～2.5t
キャベツ	○ 春まき 3上～5上 夏まき 6上～8上 秋まき 9上～11上 冬まき 12上～2下	3,700	春まき 70～80 夏まき 55～60 秋まき 70～80 冬まき 70～80	春まき 2～2.5t 夏まき 2.5～3t 秋まき 4～4.5t 冬まき 2.5～3.5t

種 類	播種時期		10a 当たり 植付本数	収穫開始 までの日数	収量/10a
	○移植栽培、※直播き				
ハクサイ	※	秋まき 9上～11上 冬まき 12上～2下	3,600	秋まき 60～80 冬まき 80～100	秋まき 4～4.5t 冬まき 4～4.2t
カリフラワー	○	夏まき 7下～8下 秋まき 9上～11中 冬まき 12上～12下	3,600	夏まき 60～75 秋まき 65～80 冬まき 70～85	1.5～1.7t
ブロッコリー	○	夏まき 7中～8中 秋まき 9上～11中	3,600	夏まき 55～70 秋まき 55～70	1～1.2t
サントウサイ	※	周年	播種量 1.5～2.6%/10a	25～35	1.2～1.5t
カラシナ	※	周年	播種量 1.5～2.5%/10a	30～35	1.5～1.7t
チンゲンサイ	○	周年	3,330～4,440	27～32	1.5～2t
ホウレンソウ	※	春まき 3上～4下 秋まき 9上～11上 冬まき 12上～2上	播種量 6～7%/10a	春まき 40～50 秋まき 40～50 冬まき 40～50	春まき 1.3～1.5t 秋まき 1.5～1.8t 冬まき 1.5～1.8t
シュンギク	※	普通 10中～12中		普通 35～40	2～3t
エンサイ	※	普通 3上～5上	13,320	普通 40～45	4～4.5t
グリーンアスパラ	○	春植 2下～3上	2,220	240～360	2～3t
モロヘイヤ	○	普通 4上～5上 抑制 1下～3上 促成 8上～9中	4,440	普通 50～60 抑制 50～60 促成 50～60	普通 1～1.5t 抑制 1.5～2t 促成 2～3t
セルリー	○	夏まき 6上～7下 秋まき 8上～9下	7,200	春まき 80～110 秋まき 80～110	夏まき 3.5～4t 秋まき 4～4.5t
パセリ	○	春まき 1上～2中 秋まき 8上～9下	13,320	春まき 35～45 秋まき 35～45	1～1.2t
玉レタス	○	春作 1上～2中 秋作 9上～10下 冬作 11下～12下	8,300	春作 55～60 秋作 40～55 冬作 55～60	2～2.2t
リーフレタス	○	春まき 4上～5上 秋まき 9下～10下 冬まき 2上～3上	8,100	春まき 65～75 秋まき 65～75 冬まき 65～75	0.8～1t
タマネギ	○	普通 9上～11下	22,000	普通 95～115	2～5t
ニンニク	※	普通 9上～10上	36,000	普通 150～170	1～1.2t
島ラッキョウ	※	普通 9上～10上	13,300～26,600	普通 100～120	1.3～1.5t
パレイショ	※	秋作 9中～10中 冬作 11上～12上	5,300～8,300	秋作 95～105 冬作 95～105	2～2.5t
サトイモ	※	促成 9中～10下 普通 2上～8下	4,000～5,500	石川早生 130～150 沖縄赤茎 150～180	0.8～1t 2.5～3t
タイモ	※	春植 3上～4下 夏植 7上～8中 冬植 11中～12下	5,000～8,300	春植 330～360 夏植 330～360 冬植 360～390	2～2.5t
カンショ	※	春植 3上～5上 夏植 6上～8中 秋植 9中～11上	5,000～5,500	春植 130～160 夏植 130～160 秋植 180～210	春植 2～3t 夏植 2.5～3.5t 秋植 2～2.5t
ショウガ	※	普通 3上～4上	6,600～8,000	普通 180～200	2～2.5t
ダイコン	※	春まき 3上～5上 夏まき 6上～7下 秋まき 9上～12中	4,200～4,700 在来種は2,700	早生 50～60 総太り 60～70 在来 100～120	春まき 3～3.5t 夏まき 2～2.5t 秋まき 3.5～4t
ニンジン	※	春まき 2上～3中 夏まき 7上～8中 秋まき 8下～10下	播種量1～1.6%	5寸系 90～100 ロングチャンネー系 120～150	春まき 1.5～2t 夏まき 2～2.5t 秋まき 2～2.5t
ゴボウ	※	春まき 2中～3中 秋まき 8上～9中	播種量1%/10a	春まき 160～180 秋まき 160～180	春まき 1.8～2t 秋まき 1.5～1.7t

参考資料：沖縄県野菜栽培要領(平成26年3月版)、野菜栽培のしおり(北部農業改良普及センター発行)

11 環境保全型農業の取組について

環境保全型農業には、大きく分けて3つの認証制度があります。

一般的な農家が作物を栽培する場合に使用する化学肥料・化学農薬の量を3割以上低減した「エコファーマー」、5割以上低減した「特別栽培農産物」、一部の認められた資材以外をまったく使用しない「有機農産物」があります。

※ただし、「エコファーマー」については、

- 堆肥等の利用
 - 化学肥料の代わりに有機質肥料の利用
 - 化学農薬の代わりに物理的防除や天敵などの利用
- が必要

それぞれの認証によって認定機関や有効期限などが異なります(下図参考)。

それぞれの認証制度の違い

	エコファーマー	特別栽培農産物	有機農産物
技術的内容 化学肥料・化学合成農薬の低減割合	3割減	5割減	10割減
認定機関	県	県	国から認定を受けた登録認定機関
認定対象	人(農家)計画	物(未加工の野菜や果実、乾燥調整した穀類、豆類、茶など)	物(飲食料品、農産物、農産物加工品等)
有効期間	5年 (再認定あり)	1年 (1度に限り更新あり)	取消を受けない限り (最低年1回の検査あり)
マーク			

環境保全型農業は、単に化学肥料・化学農薬を減らすだけでなく、土づくり技術や化学肥料低減技術、農薬低減技術など高度な技術が必要となります。環境保全型農業に取り組む際には、最寄りの農業改良普及課または農業改良普及センターにご相談ください。

拠点産地マップ

12 拠点産地マップ



◆地区別の拠点産地認定状況 (令和7年3月末現在)

	北部	中部	南部	宮古	八重山	計
野菜	7	4	17	6	2	36
花き	14	4	5	0	2	25
果樹	13	4	7	1	2	27
かんしょ	1	2	2	1	1	7
薬用作物	1	1	1	0	1	4
肉用牛	2	1	2	3	3	11
木材	1	0	0	0	0	1
水産物	6	2	6	0	0	14
計	45	18	40	11	11	125

13 農業をはじめるとに当たっての ワンポイント・アドバイス

◆◆ 農業をはじめるとは、事業の経営者になるという自覚(覚悟)と準備が必要です。◆◆

- (1) 情報収集と準備を怠らず、独立は無理をせず、慎重に！
- (2) 自治体などの新規就農支援制度を出来るだけ活用する。
- (3) 経営が安定するまでに3～5年。当面の運転資金、生活資金は自己資金で（500万円程度は必要）
- (4) 事業に投資は必要。自己資金はいざという時の手持ち資金とし、機械施設の導入などには、低利・無利子の公的資金を借りる。
- (5) 借金の返済は必ずやってくる。就農支援資金は無利子だからといって借りすぎないこと。（償還期限が短い。）
- (6) 経営計画は堅めで周到にたてること。（複式簿記は必須）
- (7) 認定農業者や認定新規就農者になることです。この場合、何をしてくれるのかではなく、制度をどう利用するかが大事である。
- (8) 新規畑人資金支援事業等を活用する。（交付要件等をきちんと満たすこと）

◆◆ 生産＋販売が成功の重要なポイント◆◆

- (1) 経営の基本は、技術。いい商品を作ることが、販売につながり、経営が安定する。戦略的には「販売なくして、生産なし」
- (2) P-D-C-Aを徹底する。つまり作業日誌、経営簿記をきちんとつける。
 - PLAN（計画）
従来の実績や将来予測などをもとに経営計画を作成する。
 - DO（実施・実行）
計画に沿って実践する。
 - CHECK（点検・評価）
実施内容が計画に沿っているかどうかを確認する。
 - ACTION（処置・改善）
実施内容が計画に沿っていない部分を調べて改善をする。そして、次年度への課題化を図る。
- (3) 市場出荷だけに頼らない。経営規模に関係なく販路は自ら複数開拓し、自分のお客を作れ。（顧客視点のニーズを知る → 市場、直売所、スーパー、ネット販売等）
- (4) 経営のヒントはいろいろなところにある。情報はどん欲に収集し、日々勉強。研修費用を惜しまない。分析・検討する。
- (5) 農産物の販売だけでは利益が低い。農産加工などの経営多角化（6次産業化）は経営の必然。

(1) 農業法人に就職する際の ワンポイントアドバイス

◆◆ どうやって法人を選ぶか◆◆

- (1) 会社訪問(就農相談会、戸別訪問、ハローワークなど)や情報収集を積極的に行う。
- (2) 必ず農場を訪問し、仕事の内容や就業条件を確認する。
- (3) 農業も経営能力が問われる時代、経営作目や規模だけでなく、経営者の考え方、目標等を知る。

◆◆ 勤めを続けるか独立を目指すか、中長期的視点で見る◆◆

- (1) 結論を出すのは先でも良いが、いずれの選択でもそこでの就業経験が活かせる法人を選ぶ。
- (2) 終身雇用は少ない。人件費負担から独立を求める法人もある。
- (3) 独立を支援する法人でも経営を支える人材は必要。経営幹部や後継者に期待する経営者も多く、幹部として残る人もいる。

◆◆ 当面、勤めを続ける場合◆◆

- (1) 単なる労働力ではなく、人を育てる法人を選ぶ。そのためには、情報収集が大事である。
- (2) 就業条件も大事。従業員を大事にする経営者は信頼できる。家族で生活できることが大事である。

◆◆ 将来、独立を視野に入れている場合◆◆

- (1) 短期間(1～3年)での独立を考えている場合、経営全般を学べる研修農場を選ぶ。ただし、「研修生」として給料が安いケースがあるため、生活費のバランスに注意する。
- (2) 出来るだけ就農希望地に近い場所、作目、希望する経営に近い法人を選ぶ。
- (3) 経営を多角化している法人は幅広く勉強できる。
- (4) 従業員が多い大規模経営では部門も多く、経験・実績に応じてスキルアップが可能だが、仕事が分業化、固定化することもある。
- (5) 小規模では経営全体を経験できるが、作業員で終始する場合もある。

(2) 新規就農者の実例からのワンポイント アドバイス1(たくさんのヒントがあります。)

- (1)地域でやっている農業をまず尊重し、相手を尊重することで良い人間関係が生まれ、そのためには地域住民となじんでいく。
- (2)新規就農を成功させるためには、パートナーを持つこと。1人では農業はできない。
- (3)本気で農業をしたいなら、新規就農者の先輩に話を聞くこと。明快な答えはくれなくてもヒントが隠されている。
- (4)有機農業は、周囲の農家からよく話を聞くこと。売り方を考えること。
- (5)積極的に地域の人と交流すること。
- (6)家族の理解と最低限の準備資金が必要。
- (7)就農にもっとも必要なものは、知識ではなく障害を乗り越えられる力だ。
- (8)Bプランとしての農業はない。農業はユートピアでも青い鳥でもない。
- (9)本気でやりたいなら、農業体験でも挑戦すること。チャンスは必ずどこかに転がっている。
- (10)とにかく地域を頼ること。行政、JAに甘えてしまえといたい。経験はないから、言われたことをそのとおりにやるのが第一。
- (11)少しでも迷うぐらいなら就農しない方がよい。本気に農業をしたい人は迷わない。農業には必ず成功するという保証、決まり切った保証もない。
- (12)就農前に綿密な経営計画、生活設計を立てる。そのために希望する作目の農家を訪ねて、自分の目指す経営スタイルを模索すること。
- (13)農業は一人でやっていけないので、まずは「あいさつ」が基本。次に、付き合い。新規就農者が頑張れるのは、温かく受け入れてくれた地域の皆さんのおかげ。そのことを忘れてはいけない。
- (14)農業は色々な努力と想い、技術と総合力が必要。農業にどれだけの魅力を感じられるかどうか、その気持ちが強くないと辛くなってしまう。
- (15)地域に溶け込み、近隣の農家と支え合って暮らしていくことが大切。また、儲けよりも自然を尊ぶ。さらに、技術的な失敗は無駄にはならない。将来的に肥しになる。
- (16)地域と協力し合って経営の基礎を築くこと。
- (17)これから農業を仕事としてはじめる人は就農ではなく、「起業」という気持ちで取り組んでほしい。
- (18)農業は繋がりの産業。地域コミュニティには、心を開いて付き合いしていくこと。この二つを両立させて儲けほしい。
- (19)就農はしっかりお金を貯めてから。自分の考えをしっかり持ち、借金はしない。また、規模拡大は焦らず、地道にやっていくこと。「周りから助けてもらっている、支えてもらっていることへの感謝」をきちんと態度で示すこと。また、分相応の生活に心掛けること。
- (20)まず、農作業に魅力を感じてほしい。農業で儲かっている人は一握りの人、儲けたいなら、他の職業に就いた方がよい。ビジネスという感覚が大切。

- (21)しっかりと自己資金を貯めておく必要がある。そして、農業は身体が資本の仕事です。健康な身体を保つことが大切。
- (22)就農を考える時は何だかんだと考えすぎになつたりするので、あまり深く考えすぎない方がよいと思うが、自己資金だけはきちんと準備しておくべき。それから、パートナーと一緒に就農すれば、喜びも苦しみも分かり合えて、仕事もはかどると思う。
- (23)目標を設定し、それに向け自分が何をしなくてはならないかを考えましょう。考えているだけで、実行しなければ夢に終わってしまいます。研修先と就農希望地は同一市町村が望ましいので研修先の選定は慎重に、人に聞くだけでなく実際に自分で足を運んで下さい。就農してからの地域とのつきあいはとても大切なので、近所の人に相談しましょう。設備への初期投資は中古農作業機械等を有効に使い、極力抑えた方が、後々の支払いが楽です。農業を職業として選ぶ時、日々の仕事は単純作業なので、毎日変化があって楽しそうとの理由で選んでは、長続きしないと思う。
- (24)農業として自立していくためには、個性的なものを作り、販売まで自分で開拓していくマルチ的な能力が求められる。このため、就農前には営農目標をしっかりとて、その分野の勉強や情報収集に力を入れることが大事である。
- (25)生活費の確保は大切だと思います。就農しても実際の収入は、それからさらに数ヶ月先になります。途中で挫折しないようしっかりと計画を立てて下さい。それと家族を含め、周りの協力は絶対必要です。コミュニケーションを取り、協力が得られるよう努力して下さい。
- (26)何のために農業するのか目的意識としっかりした生活設計が必要です。脱サラされる方は、会社から逃げるために農業を選択しても成功はしません。「のんびり田舎暮らし」等と考えている方も、のんびりしては生活費をかせぐことも出来ません。テレビや雑誌などの美味しい話を鵜呑みにしないで現実をしっかりと見てください。今、日本の農政が大きく変わろうとしています。栽培技術だけではこれからの農業を生き残ってはいけません。経営者としてのビジネスセンスが問われます。技術を習得するまで収入もなく不安定なので、3年間は収入がなくても生活できる生活費と就農してからの機械設備等に多額の資金が必要になるので、最低でも一千万円以上の運転資金を準備すること。また、奥さんの負担が大きく(農作業、家事、近所つきあい)男性以上に肉体的、精神的にもきついで家族の理解と協力が重要です。
- (27)いろんなところにアンテナを張り、いろんな情報を集め、行き当たりばったりはやめて、リスクの少ない好条件を探し、計画的に就農すべき。また、借り入れ金は出来るだけないように、売り先まで考えてから就農すべきである。
- (28)地域の住人としての意識を強く持つこと。地域の伝統行事をはじめイベントに積極的に参加し、生活を楽しむこと。どの様なライフスタイルで農業に関わって行くのかを「きちっと」定め、決めたことを持続していくこと。(経営者意識を持つこと)農業を楽しんで行く姿勢を持ち続けることが必要です。

- (29) 3年間は無収入になる覚悟が必要。体力とやる気がかなりないと続けていけない。基本的な農業技術を身につけることが必要。
- (30) 本当に農業をやりたいと思ったら、決して途中であきらめないこと。自分にもそういう時期があった。農地がなかなか見つからず、別の仕事をしようかと考えたこともあった。地域で味方になってくれる人はきっといるはず。もしその人が新規就農者なら、なお一層親身になって協力してくれるはずだ。園芸をしようとする人は、あせらず、条件の良い農地を探すこと。
- (31) 意外に感じるかもしれませんが、農業は誰にでもできるというものではありません。新規就農するときには、まず農家などで研修させてもらって、慣行栽培も含めた農業や植物について理解してからはじめた方がいいでしょう。
- (32) 有機農業に転換しようとする人は、最初から全面転換ではなく、まず1~2割を転換してみる。何年かして技術やノウハウが身について、「これで大丈夫」という時に、すべて切り替えればいい。
- (33) どんな地域で就農するか、そこでどんな作物を栽培するのか、そしてどんなルートで販売するかは、とても重要な課題です。まずそれが決まらなくてはスタートが出来ません。様々な情報を集め、いろいろな場所へ足を運び、自分の目で調査し、一つずつ決めていって下さい。就農地が決まれば、一生そこで農業を続ける事になります。
- (34) 目の前の小目標、さらに、数年後の大目標をきっちり見据え、日々の作業を自分の糧にして下さい。研修前に知識や技術がなくても日々の努力や勉強の積み重ねによって研修の効果は高まり、未来の自分の農業へ繋がります。しっかりと学び、将来の「肥やし」にして下さい。
- (35) 農業法人等で研修する場合、指導のやり方には、いろいろなスタイルがあります。丁寧に何度も繰り返し教えてくれる先輩もいれば、仕事そのものを背中で見せて教える職人気質の方もいます。若い人から経験豊富な年配の方まで年齢層が広いのは、どの企業でも同じこと。世代を超えたコミュニケーション能力を磨くことも「学び」のひとつです。農業へのステップを一つづつ着実に重ねて、夢のある農業人を目指していきましょう。



たわわに実ったマンゴー園

(3) 新規就農者の実例からのワンポイントアドバイス2(たくさんのヒントがあります。)

- (1) 農業を始めたら、地域でのつながりが非常に大事になります。所属する組織で役割を果たし、助け合える仲間をつくりましょう。
- (2) 農業を始める場合は借金をしないようにしましょう。無理な規模拡大や初期投資はせず、あせらずじっくり進めましょう。また、家族の理解はとても大事です。身近な人が協力的でなければ農業をつづけることは難しいです。
- (3) 資金や農地の確保には苦労するけど、絶対に諦めないで本気度を示して下さい。農業は収入を得るまでには時間がかかります。生活資金は最低でも2力年分は準備しましょう。
- (4) 農業は初期投資に多額の費用がかかります。このため、国、県、市の補助事業や資金制度を上手く活用し負担を軽減することができます。そのためには、就農地域で補助事業が受けられるか等、国、県の支援策を十分に情報収集する必要があります。
- (5) 農業はサラリーマンの様に就業時間は決められていません。働く時間は自由に決められます。しかし、農業は時間との闘いです。適切な植付時期、管理作業、収穫のタイミングがあり、一日の作業の遅れが収入に大きく影響します。
- (6) 「農地」「技術」「資金」はバランス良く用意する！この3つ中で、どれかに集中していても、どれか1つ欠けていても、新たに農業を開始するには、いいスタートを切るのが難しいでしょう。
- ・「農地」を借りるには、農業に対する「真剣さ」を伝えましょう。そのためには「行動」で示しましょう。農地は先祖代々受け継がれてきた土地であるため、身内以外の他人に貸すことには積極的ではありません。新規就農者のやる気、真剣さを伝える必要があります。
 - ・「技術」の習得には「学ぶ姿勢」が重要です。「教わる」のではなく、「自ら食欲に学ぶ」姿勢で取り組みましょう。地域の仲間からアドバイスをもらえるような環境をつくりましょう。
 - ・「資金」の準備は事前に「就農計画」を立て、必要額を見積もりましょう。活用できる資金制度の「リサーチ」を行いましょう。資金制度の活用には申請から実行まで時間がかかります。
- (7) 雇用就農では、仕事には誠実に取り組み、情熱を絶やさない覚悟と自信を持ち、人間関係を築けるように勇気を持って、進んで人付き合いをしましょう。いつでも仕事を楽しむ心の余裕を持ちましょう。
- (8) 新規就農する際には、まずは自分にあった品目を探し、経営の主になる品目の栽培技術を高めることが重要だと思います。農業経営を安定させていくためには、一つ一つの作業を丁寧に行っていく事が大事です。また、農業は一人で行うものではありません。特に、就農した後は、わからない事や悩むことが必ずあるので、相談できる地域の先輩や仲間との連携を大切にされた方が良いでしょう。
- (9) 「自分は農業を生業にする」という強い意志を持ち、農業経営を続けることが大切です。農業を始めるスタート時は経営が厳しいので、積極的に行政・関係機関に足を運び、補助事業や助成金等の情報を掴み、有効活用した方が良いでしょう。その際の申請書類等の作成は、難しいところもありますが、自分でも勉強しつつ何度でもトライすることが大事です。

- (10)資金や農地の確保に苦労したり、栽培管理や売り先等で悩むこともありますが、周りの農家や行政の力を借りて、前向きに取り組みましょう。また、売上げを上げるよりも所得をどれだけ残すか、自分に合った経営を目指しましょう。
- (11)まずは農業を楽しむこと。農作業を経験して、農業の大変さ苦しむことを通して、大変さの中に面白さを知って欲しい。
- (12)農業を始めると安易に辞められません。一生農業をやろうと決めてから始めましょう。迷いがある場合は情報を集めましょう。上手く行っているときより、失敗や新しいことに取り組むときが、勉強するチャンスとなります。県、市町村、JA等の関係機関・団体、農家等から情報収集を十分に行いましょう。
- (13)沖縄で農業をするに当たっては、横の繋がりはとても大切です。何事にも関心を持ち、人に尋ね、身につけることが人脈を得、常に必要な情報を手に入れやすくなるため、人のネットワークづくりが大切です。
- (14)施設野菜では、収穫時期に1日でも休んでしまうと収穫が遅れてしまいます。収穫期は毎朝早くほ場に行き一日中作業をして、これを毎日繰り返すのですが、結構大変です。特に就農1年目は納得のいく成果が出せず、落ち込むこともあります。コツコツ頑張れば必ず成果は出てきます。また、息抜きを持つことも大切で、収穫期が過ぎた夏場には趣味の時間を持つことができます。就農したら、わからないことや悩みがたくさん出てきますが、周りの先輩農家や、県普及センターや市町村、JAの職員等に相談できるので、関係機関のつながりも大切にした方が良いでしょう。
- (15)近くの農家、JA、市役所、県普及センター等と、どんな小さなことでも相談して、情報を得ることが大切である。就農までに出来るだけ多くの農業体験・研修を積んで、自分にあった品目をきちんと考えることも重要。
- (16)就農で一番大切なのは、農業への熱い思いである。情報収集はとても重要で、自ら積極的に取りに行くように心がける。行政、JA、近隣農家とのコミュニケーションを密に取り、問題解決の糸口とする。
- (17)農地探しは困難な場合でも妥協せずに探したほうが良い。妥協してしまうと労力もお金も浪費して悪循環に陥ってしまう。就農したら毎日畑へ行き観察力や経験を積み、なるべく早い内に自分らしい農業を見つける事。農作業は疲れるまでしない。疲れると事故や怪我の基となる。
- (18)先輩農業者から、その都度栽培のポイントを教えてもらっても上手くいかない。栽培している作物と畑を理解しコントロール出来るか。農業はやり方次第では儲かるが、パートナーの協力、意見、視点が大事である。農業は体が資本である。怪我をするな。夜遊びするな。自分のフィールドで何が出来るか、イメージし続けることが大事である。葉物、ゴヤー等の成り物、カボチャ等の地這物から稼げるもの2~3品目を考える。農業やる中で1年目は周囲が見えない。家族、指導員の顔を思い浮かべるときが必要。手のかからない作物はない。1円以下も計算すること。就農して周囲に聞ける人がいるか。自分から聞くことができるか。自己満足で自分の評価をしない。一定の生産量を出すよう地域に認められるよう頑張る。
- (19)農業は動くことが大事である。作物の生産、収穫、販売と行動力を問われる！！。何事にも常に疑問を持って、なぜ？なぜ？、が必要。そして、農業は横の繋がりが大切。何事も関心を持ち、人に尋ね身につけることで人脈を広げることが出来る。場合によっては辛抱する心、待つ時も必要。常に情報を手に入れる環境に身を置き、最後は自分が決断することが大切。
- (20)就農前から就農に必要な資金を確保する。県、市町村等の新規就農支援措置(補助事業等)を活用できるように努力する。農大への進学を考える場合は入学前から農地確保等を準備する。農大は知識習得に合わせて圃場実習等があり、作物に合った作業体験が出来る。また、農業に必要な多くの資格取得が準備されていて、就農後に色々な場面に大きく役立っている。就農したら知識習得のため関係機関の勉強会に参加して、何時でも相談できる人を見つけること。
- (21)就農前に描いていた収量や秀品率などの計画と、実際に自分で栽培した実績とのギャップに悩むこともある。自分で農業をやってみると、わからないことや悩みがたくさん出てくるが、地域の農業組織の活動に積極的に参加することで、周りの先輩農家や、県や市町村、JAの職員等に相談しやすくなるので、関係機関のつながりも大切にした方が良いでしょう。
- (22)初期投資が大きくなることから、行政の支援策についてネット等で情報収集に努めるとともに、市町村やJA等とつながりをつくるべき。
- (23)経営改善計画として10年後のビジョン、方向、ゴール、道筋を考える。農業を始めるのがゴールではない。保険を作らない。農業をしながらバイトをする等はしない覚悟が必要。また、生産技術だけでなく、販売戦略が大事である。生活資金と営農資金は十分確保する。
- (24)栽培技術は身近にアドバイスをくれる人がいても、自分でやりながら圃場(ハウス)や作目、季節に合わせたやり方を習得しなければならない。時間がかかる。また、雇用賃金は高いので、ハウスや機械のメンテナンスは自分でやるようにする。農業はパートナーの協力、視点、意見が大事である。
- (25)新規就農をするに当たって大事なことは、第一に農地の確保。このため日頃から両親、友人、知人始め研修先での情報収集が大切。研修、就農に当たっては補助事業等を活用した方が自己負担が少なく済む。ただし書類の作成には期限を守り、アドバイスをもらえる人が必要。知識習得のため、関係機関の勉強会に参加して、いつでも相談できる人を見つけよう。
- (26)農業をしていると、大変なことやうまくいかないこともある。個人では解決出来ないこともいろいろな組織で相談したり、各種制度などを上手に利用したりすることをすすめる。情報収集が大事で情報にはネット等で得られるものと、地域の先輩や仲間、行政・関係機関等とのつながりから得られるものがある。両方とも大切にすべき。やりたいことが自分の中で明確なら、取組は早い方がよい。初期投資が大きくなることから、行政の支援策についてネット等で情報収集に努めるとともに、市町村やJA等とつながりをつくらう。

14 新規就農にあたっての留意点 チェック10箇条

新たに農業を始めるにあたっては、確たる意志と明確な目標、その実現に向けての心構えや資金の手当て、農地の取得や機械・施設の整備等、実に多岐にわたる準備が必要です。

各自においては、以下の10箇条について消去法によりチェックしつつ、準備万端を整えて頂きたいものです。なお、就農形態として「独立就農」と「農業法人への就業(就業後独立就農を含む)」があります。

この10箇条は独立就農を前提に記述してあるため、法人就業に該当しない箇所もあります。

(1)自己責任、自己管理が基本です。

農業のみならず、社会において自立し、評価を得るには「自己責任」「自己管理」ができればなりません。曖昧な心構え、気持ちでの就農は厳に謹むべきです。また、農業経営においては、農作物の生産だけでなく、収支計算から販売先の確保まで自己責任で行うことが大原則です。

(2)明確な目標、確たる意志を持つこと。

何事を起こすにも「はじめに目標ありき」です。明確かつ実現可能な経営目標を立て、確たる意志のもとで、その実現にむけて着実にステップアップする必要があります。

(青年等就農計画の策定等)

(3)技術力・経営管理能力の取得はできていますか。

就農に先立ち、自分の技術力・経営管理能力を十分に磨いておくことが必須条件です。研修施設や先進農家等での実践研修を十分に積んでおく必要があります。(農大、公的指導機関、先進農家等)

(4)農業・農村の実情を十分に把握すること。

漫然とした状態での就農は非常に無謀、破綻の憂き目に遭遇することは必至です。農業の本質、農業とはどのような産業なのか、農村社会やその実情(生活や慣習等)はいかなるものか等について、事前に十分な状況把握に努め、熟知しておく必要があります。

(5)地域選定と地域との合意に努めること。

就農地の選定は、自分の農業経営に最適かどうかだけではなく、家族の日常生活、子供の教育等総合的に考える必要があります。加えて、その地域が新規就農者を快く受け入れてくれるのかが重要な要素となります。就農までに十分過ぎる程の意思疎通、合意形成に努める必要があります。(市町村窓口や公的指導機関に相談)

(6)家族間のコミュニケーションはとれていますか。

就農するにあたり、家族間のコミュニケーションはとても大切です。住居地の移転が必要な場合もあります。農業経営は家族の協力がないと成り立ちにくいものです。(父母、夫婦、親子、叔父・叔母等)

(7)農地取得などの経営基盤づくりは可能ですか。

原則として、農地がないと農業は営めません。農地取得についての窓口は、市町村農業委員会です。就農を希望する農地がある市町村農業委員会で情報を得ると共に、十分な相談が必要です。

また、農業機械・栽培ハウス等の施設の整備も必要です。過剰投資を避け、自分の経営規模や資金力に見合った整備を心がける必要があります。

(8)住居は確保できていますか。

住居は農地の近隣に確保することが望まれますが、就農地の選定と地域合意の過程で住居の取得可否についても情報が得られます。借家も含めて地元の方々の協力を得ることが望ましいといえます。

(9)資金(資本)の確保は大丈夫ですか。

農業経営を開始するにあたっては、その準備段階から多額の資金が必要です。それには、直接農業経営に要する資金のほか、住居の確保なり、生活拠点の確保にかかる等多岐にわたります。また、農業での収益を上げるまでには出荷物を育てる時間が必要ですので、それまでの運転資金の確保を忘れないで下さい(生活や経営のための資金の蓄え)。

(10)各種の施策・制度の活用について

新規に就農する者に対しては、就農準備、就農時の支援、就農後の経営支援のための各種施策・制度があり、条件が整えば活用できます。公的指導機関、民間団体、外郭団体等で情報を収集するなり指導を受け、有効に活用すれば初期投資の軽減等に役立ちます。(青年等就農資金、新規畑人資金支援事業、雇用就農資金、新規就農者支援事業、農業後継者育成確保事業等)



***あなたは、現在、どの位置にありますか。確認してみましょう。**

15 新規就農チェックリスト

新規に就農するに当たっては、自分自身の適正や意欲、就農事前準備状況等をしっかりチェックし確認しましょう。あてはまらない項目は、これから準備すべきことや課題となる項目ですので、よく相談しましょう。

(1) 就農適応性

- 農業や農村生活が好きで、食べ物の安全に興味がある。
- 健康・体力に自信がある。
- 家族と一緒に仕事が出来る。除草等単純作業もこつこつやる事が出来る。
- 地域の人とのつきあいは好きである。
- 日頃から自然や動物が好きである。
- 日頃から体を動かすことが好きで、忍耐力にはかなりの自信がある。

(2) 就農の意欲・動機・知識

- 農業所得で生活出来るよう、本格的に農業を目指している。
- 篤農家等の現地視察調査や体験談を直接聞いたことがある。
- 農業体験や研修を通じて農作業の厳しさを分かっている。
- 家族の理解や協力等が十分得られるよう話し合いをしている。
- 農業は自然の中で農作物や家畜を育てるため、台風や干ばつ等の自然災害や技術不足により収穫がなかったり、あるいは激減する可能性があることを知っている。また2～3年は収入が不安定であることも知っている。
- 新規に農業を始めることは、農業の経営者になることであり、既存の生産基盤のある農家より容易でないことを自覚している。

(3) 就農事前準備

- 新規就農する準備として、県・市町村、沖縄県新規就農相談センターの相談窓口、沖縄県新規就農相談会参加、インターネットホームページ、情報誌、希望作目の資料等を収集し分析している。
- 自分のやりたい作目がほぼ固まっている。(作目選択)(作目：)
- 就農希望地や意向が決まっている。(就農地：)
- 実際の就農までの段取りや準備しなければならないことは大筋で理解している。
- 就農することに関して家族や親戚等に理解や協力が得られている。
- 自動車普通運転免許、大特二種免許等を所持している。

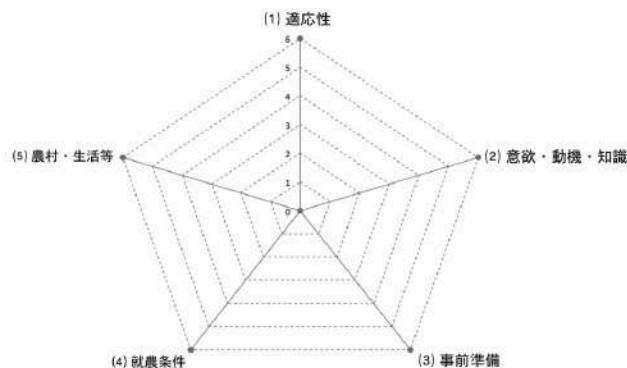
(4) 就農条件

- 農業に関する知識や技術を1年間以上にわたって先進農家・農業法人、農業大学校等での本格的に研修を受けたことがあり(又は研修中)、目指す農業(作目)の栽培技術や経営についての知識は身につけている。
- 就農希望地において親身になって面倒を見てくれる世話役的な農家や知人がいる。
- 農地の借入や取得に当たり、農地法等に基づいた許可と手続きが必要で、一定の要件をクリアすることを知っている。
- 就農のための自己資金の蓄えはある程度用意している。また営農資金が不足で融資制度を利用する場合、連帯保証人になってくれる人がいる。
- ある程度、自己の農業経営について試算して計画している。
- これまでの職場のノウハウを活かして、農産物を販売することに自信がある。(例えば、マーケティング関連業務経験、知人・友人等のネットワーク活用など)

(5) 就農後の農村・生活等

- 営農資金の他に、当面の生活資金(1～2年程度は無収入)を用意している。
- 農業以外に、本人や家族に収入を得る手立てがある。
- 住居が農業する環境の近くにあり、利便性がある。
- 子供の学校や幼稚園の通学・通園が1km以内にあり問題ない。
- 農村で生活する場合、地域とのコミュニケーション(人付き合い、行事参加等)の重要性を知っている。
- 農業に関わる共同作業や地域での役割が求められていることを知っている。

※(1)～(5)の各項目で自身に当てはまるものにチェックし、1チェック1ポイントとして、合計ポイントをレーダーチャートに記入して下さい。



(沖縄県新規就農相談センター)

17 知っておきたい主な就農相談関連機関

【公益財団法人沖縄県農業振興公社】

公益財団法人沖縄県農業振興公社では、沖縄県内に就農を希望する者に対する就農相談や新規就農者の多様なニーズに応えるため、的確な就農関連情報の収集、提供を行うことを目的に「沖縄県新規就農相談センター」を設置しています。当センターは、一般社団法人沖縄県農業会議と共同で運営しており、新規就農相談員及び就農専属スタッフを配置して、以下の主な業務を行っています。

- ・新規就農相談活動の実施
- ・就農に関する情報の収集、整理及び提供等
- ・県及び関係機関・団体との連携

また、公社は、沖縄県知事から「農地中間管理機構」として指定された公的な機関で、農地を有効利用する観点から、農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人に農地を貸し付ける事業を行っています。令和5年度より農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村が地域計画(目標地図)を作成することになりました。この目標地図で一筆ごとに農地を耕作する者を決定し、機構はこれらの者に対して農地の貸借をすすめていきます。公社を通じて農地を借りたい人は、市町村又は農業委員会にお問い合わせください。

さらに、農業委員会等と連携した農地情報の収集活動を行うために公社以外にも、県内4箇所(北部：北部農林水産振興センター 中部：中部農林土木事務所 宮古：宮古農林水産振興センター 八重山：八重山農林水産振興センター)に農地中間管理機構事業現地駐在員を配置しております。

〈主な業務〉

・出し手(地主)と受け手(農家)の間に入り、賃貸や売買契約を実施
そのほか、次代の農業・農村を担う意欲と能力のある、優れた農業後継者の育成確保を図ることを目的に、農業後継者育成確保事業、沖縄県農業次世代人材投資事業・準備型及び新規畑人資金支援事業・就農準備資金受託事業により、新規就農に向けた各種助成を行っています。

〈公社の事業内容〉

- ① 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する事業
 - ア 農地中間管理事業(農地賃貸借等事業)
 - イ 農地中間管理事業の特例(農地売買等事業)
- ② 農業構造改善に資する事業
 - ア 畜産担い手育成総合整備事業
 - イ 不発弾等事前探査事業
- ③ 就農・就業の支援及び青年農業者等の育成支援に関する事業(受託業務)
 - ア 農業後継者育成基金運用益事業
 - イ 沖縄県農業生産・経営対策事業(新規就農相談センター)
 - ウ 沖縄県農業経営者サポート事業(沖縄県農業経営・就農支援センター)
 - エ 沖縄県農業次世代人材投資事業・準備型
 - オ 新規畑人資金支援事業・就農準備資金

【一般社団法人沖縄県農業会議】

一般社団法人沖縄県農業会議は、平成27年8月の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、平成28年4月1日をもって一般社団法人に組織変更し、沖縄県知事から「農業委員会ネットワーク機構」として指定を受け業務を開始しています。

農地法に基づく法令業務のほか、市町村農業委員会との連絡調整、農業委員や農地利用最適化推進員等に対する研修等を基本に、担い手の経営支援や農地に関する情報収集・提供などの活動を行っています。

〈主な業務〉

- ・法人化の支援、その他農業経営合理化のために必要な支援
- ・農業委員会活動への支援
- ・農地に関する情報の収集、整理及び提供
- ・農業者年金制度の普及と業務指導

【市町村農業委員会】

農業委員会は、市町村役場に設置されています。同委員会は農地法の許認可などの業務に加えて、農業をはじめようとする人へ農地を斡旋するなど、地域農業の担い手を育てることに力を入れています。

〈主な業務〉

- ・農地法の許認可
- ・農地利用の最適化推進
- ・農地パトロール

【農業協同組合：JAおきなわ】

沖縄県は単一総合農協(JA)です。JAは、農業経営や農村で生活する上で、重要な役割を果たしており、大部分の農家が組合員として加入しています。

また、組合員に農業資材、生活物資の斡旋、農畜産物の集荷・販売、営農・生活資金の貸し出し、貯金の引き受け、生命共済など組合員の営農指導、生活全般に関わる幅広い事業を行っています。

〈主な業務〉

- ・各種制度資金・営農・生活資金の貸付窓口
- ・組合員に対する営農指導・農畜産物の集荷・販売

【農業改良普及センター・農業改良普及課】

沖縄県には北部から八重山まで、各圏域に農業改良普及センター(中部・南部)、農林水産振興センター農業改良普及課(北部・宮古・八重山)が設置されており、普及指導員が農村を巡回し、直接農業者に対して生産技術や経営方法について指導しています。

〈主な業務〉

- ・就農関連情報の提供、研修先の紹介や制度資金の活用等の相談
- ・就農計画認定申請書の作成支援
- ・経営の発展段階に応じた技術・経営指導の実施

【グッジョブセンターおきなわ】

毎月第三木曜日に出張相談窓口を開設し、新規就農希望者へ就農関連情報の提供や就農相談を行っています。

18 沖縄県新規就農相談会開催要領（年2回開催）

1 目的

本県農業を担う新たな人材を確保するため、「沖縄県農でグッジョブ推進方針」を踏まえ新たに農業開始を希望する方や、農業法人等へ就職を希望する方を対象に、必要な情報の提供やアドバイス、農業法人等への就職マッチングを行うために開催します。

2 主催：沖縄県新規就農相談センター（公財）沖縄県農業振興公社、（一社）沖縄県農業会議

3 共催：沖縄県、沖縄県農業経営・就農支援センター

4 日時：年2回（7月・11月予定）

5 対象者：（参加者）

県内で新たに就農を希望する者や農業法人等に就職を希望する者

6 参加料：無料（事前申込不要）

7 内容

(1) 新規就農相談会

① 研修・就農相談対応者

沖縄県営農支援課、沖縄県農業振興公社、沖縄県農業会議、沖縄県立農業大学校、農業改良普及センター・農業改良普及課・JAおきなわ、沖縄県酪農農業協同組合、沖縄県花卉園芸農業協同組合、市町村・農業委員会、沖縄県農業士等連絡協議会等

② 農業法人就業・研修相談対応者

県内で求人・研修受入予定の農業法人等

(2) 新規就農セミナー

県内で新規就農した方による体験談の事例発表

令和7年度 沖縄県新規就農相談会の様子

就農相談コーナー



来場者の声：

- ・SNSを活用して、農業への関心をたくさん持ってもらいたい。
- ・様々な情報を聞いてとても役に立ちました。

農業を始めたいあなたを応援します

無料参加料
入場無料

第27回（令和7年度第1回）
沖縄県新規就農相談会

日時 7/27 12:00~16:00 (15:30受付終了)
会場 南風原町立中央公民館 黄金ホール
(住所 南風原町字皇座 236番地)

農業の関係機関・団体等が一堂に会する相談会です！

- 農業をやってみようけど何から始めればいいの？
- 農業の研修や就業先を探しているのがあるの？
- 補助金や融資に関する情報を知りたいの？
- 近況や仕事内容について知りたいの？
- 近況や仕事内容について知りたいの？
- 近況や仕事内容について知りたいの？
- 近況や仕事内容について知りたいの？

当日のスケジュール等については、裏面をご覧ください。

（公財）沖縄県農業振興公社
TEL.098-882-6801

（公財）沖縄県農業振興公社
TEL.098-882-6801

（公財）沖縄県農業振興公社
TEL.098-882-6801

第28回（令和7年度第2回）沖縄県
農業を始めたいあなたを応援します

新規就農相談会

農業の関係機関・団体・農業法人等が一堂に会する相談会です！

2025年 11.16 日

12:00~16:00 (15:30受付終了)
会場：沖縄県立農業大学校(教育棟)
住所：国頭郡宜野座村字松田2982-24

参加無料
予約不要
入退室自由

お問い合わせ
（公財）沖縄県農業振興公社 TEL.098-882-6801

主催：沖縄県新規就農相談センター（公財）沖縄県農業振興公社（一社）沖縄県農業会議
共催：沖縄県、沖縄県農業経営・就農支援センター 沖縄県農業振興公社

※沖縄県新規就農相談センターでは随時就農相談を受けております。

新規就農事例発表

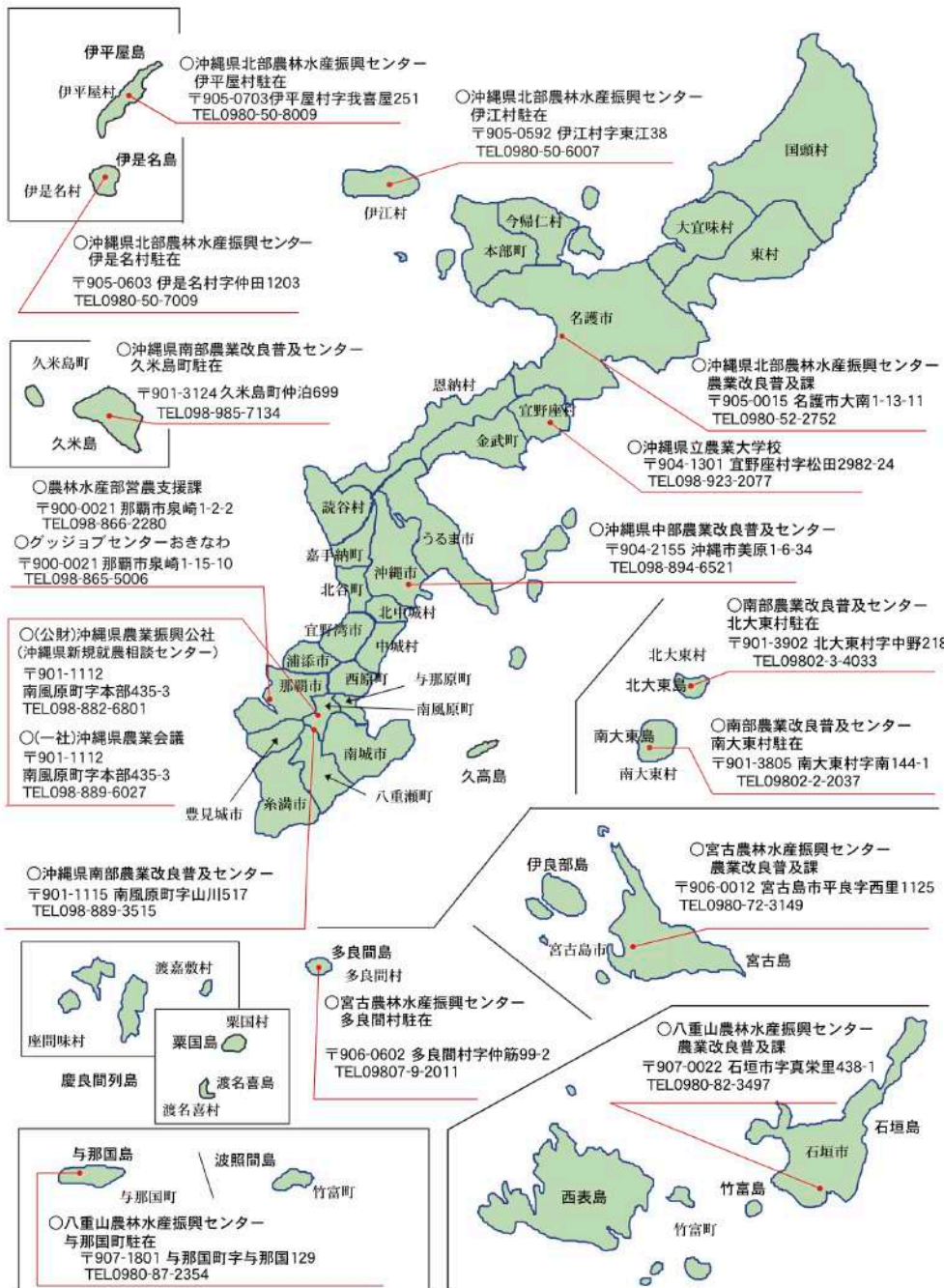


来場者の声：

- ・自分で農業を経営していくのに大変なことやアドバイスを具体的に聞いてとても良かった。
- ・農業を始めるうえでの心構えなど参考になりました。

19 就農や青年等就農資金に関する相談窓口について

◆各機関に相談窓口がありますので、お問い合わせ下さい。◆



20 就農支援に関する各機関について

技術・経営

- 農業の技術指導や、就農するにあたっての計画作成についての助言、指導

沖縄県北部農林水産振興センター 農業改良普及課	TEL 0980(52)2752
中部農業改良普及センター	TEL 098(894)6521
南部農業改良普及センター	TEL 098(889)3515
宮古農林水産振興センター 農業改良普及課	TEL 0980(72)3149
八重山農林水産振興センター 農業改良普及課	TEL 0980(82)3497
- 農業を本格的に学びたい方は

沖縄県立農業大学校 (本科(2年間)、短期養成課(1年間))	TEL 098(923)2077
-----------------------------------	------------------

農地

- 各市町村内の農用地の取得、権利移転等の情報提供、手続き等について

各市町村農業委員会	※各市町村へお問い合わせください
(一社)沖縄県農業会議	TEL 098(889)6027
- 農地中間管理機構を通じた農用地の賃貸・売買について

(公財)沖縄県農業振興公社(農地中間管理機構)	TEL 098(882)6801
HPアドレス: http://www.onk.or.jp	

資金

- 青年等就農資金については

沖縄県農林水産部営農支援課または中部・南部農業改良普及センター、北部・宮古・八重山農林水産振興センターの農業改良普及課、沖縄振興開発金融公庫	
------------------------------------------------------------------------	--
- 農業次世代人材投資事業(後継:新規畑人資金支援事業)については

沖縄県農林水産部営農支援課	TEL 098(866)2280
中部・南部農業改良普及センターまたは北部・宮古・八重山農林水産振興センターの農業改良普及課へ	

農業保険

- 農業保険(収入保険、農業共済)については

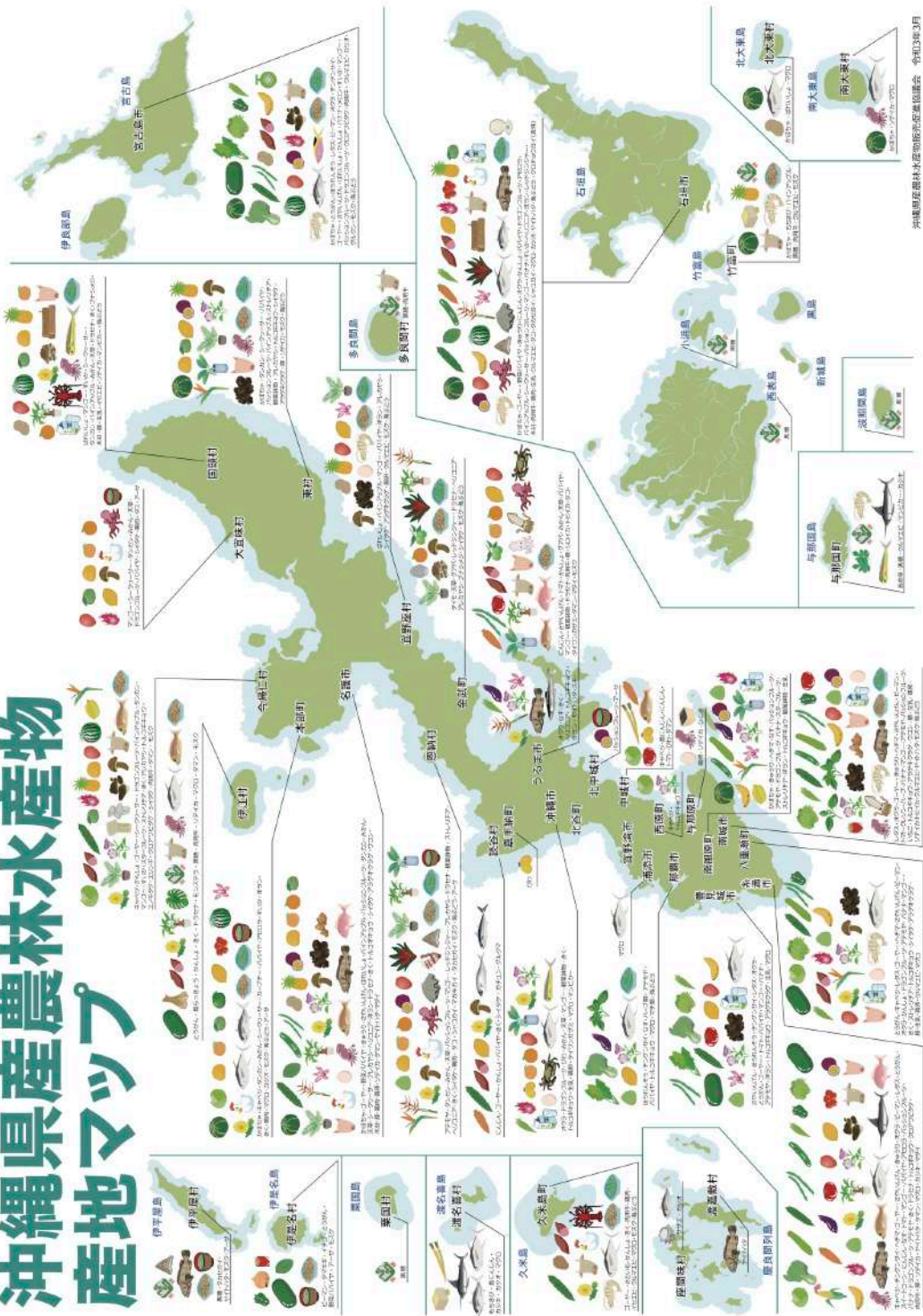
沖縄県農業共済組合本所	TEL 098(833)8188
北部・中南部・宮古・八重山農業共済組合の各支所へ	

◎ 新規就農全般についての問い合わせ ◎

- 沖縄県新規就農相談センター(沖縄県農業経営・就農支援センター)
(公益財団法人)沖縄県農業振興公社・shinkisyuno@onk.or.jp TEL 098(882)6801
(一般社団法人)沖縄県農業会議 TEL 098(889)6027
- 沖縄県農林水産部営農支援課 TEL 098(866)2280

農林水産省 新規就農関連ホームページ紹介
農業を始めたいみなさんを応援します! http://www.maff.go.jp/j/new_farmer

沖繩県産農林水産物 産地マップ



沖縄県農林水産物振興協議会 令和3年3月

令和7年度改訂版 就農ガイドブック

令和7年12月 発行

編集・発行者 公益財団法人 沖縄県農業振興公社
 沖縄県
 〒901-1112 沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3号
 土地改良会館3階
 TEL 098-882-6801 FAX 098-882-6818